

関弁連 緊急市民講座(2020.9.17)
『コロナ禍で起こっている人権問題』

コロナ禍における差別問題

一人ひとりが大事にされる、
新たな災害復興法を目指して。



弁護士 津久井進
(兵庫県弁護士会)

本日の目次

基本的な視点

今回のテーマ『差別』

静岡新聞2020.8.19朝刊

差別や誹謗中傷、悲しい現状

富士市・
（中学生 14歳）

私たちは最近、新型コロナウイルスと共に過ごしている。新型コロナウイルスをたくさんの方が怖いと思っているが、感染者からするとコロナよりも怖いものがあるという。私はその不安な気持ちを理解することが大切だと考える。

感染者によるとコロナウイルスより怖いものは、個人情報の特定だと言われている。感染者の他にも、私たちのために日々頑張ってくださっている医療従事者の方々や、その家族までもが日々悩んでいるという。

住んでいる地域で差別を受けたくないからという理由でPCR検査を拒否した人も実際にいたようだ。感染者もかかりたくてかかっているのではない。差別や誹謗中傷（ひぼうちゆうかう）が起きていることは悲しいことだと思う。

このような差別や誹謗中傷は、一人一人の相手を考える気持ちで減らしていけると思う。そして、一塵言ってしまった言葉は消すことができないということをやめて考え直す必要があると思う。

新型コロナウイルスを巡る偏見や差別

筑波大准教授
高橋 晶 氏



論理的説明 デマを阻止

感染者の数は、人々を悩ましていた。「感染防止」

東洋大教授
北村 英哉 氏



「感染避ける行動」が暴走

新型コロナウイルスの流行を巡り、対応をめぐる医療従事者への偏見が、東洋大の学生へも波及している。高橋准教授は、感染者の偏見や差別防止を要請している。高橋准教授は、感染者の偏見や差別防止を要請している。

読売新聞2020.4.11朝刊

差別 全国で相次ぐ

陰性でも中傷、周囲も施設利用拒否…

「近所を歩いてウイルスをまき散らしている」。者を見て悲痛な声を上げた。大学の女性教員の感染が判明した後、付属高の制服を着た生徒が「コロナ、コロナ」と指さされ、部屋には私服で登校するよう指示。学校で社会的な不安が広まって

静岡新聞2020.4.9夕刊

 **熊本市長 大西一史** @K_Onishi

人類がウイルスに攻撃されて色んな人が参っちゃってるので、こんな時ぐらいヒトがヒトを攻撃するのやめませんか。免疫力落ちるし。こんな時は部屋で好きな

国内 感染者や家族に誹謗中傷 「コロナ差別」防止を 文部科学省

 **萩生田文科相**

感染症を正しく理解し 差別や偏見 誹謗中傷を許さない姿勢を呼びかけ

日本テレビニュース24より

今日の基本的な3つの視点

コロナ禍は「災害」である

『差別』には「法」だけでは闘えないが、
「法」なくして闘えない

自分事にする
知り・共感し・繋がること（全て共通）

日弁連『新型コロナウイルス下で差別のない社会を築くための会長声明』（2020.7.29）

今日、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染者らを社会的に排除しようとする状況が発生している。例えば、感染者・医療関係者等に対するSNS上での誹謗中傷、感染者が確認された学校・施設等に対する非難、医療関係者等の子どもへの通園・通学拒否、感染者の自宅への投石、県外ナンバー車・長距離運転業者の排斥、感染者のプライバシー侵害及びこれらを誘発する言動など、様々な偏見差別が生じている。

このような偏見差別は、基本的人権の尊重を基本原則とし、個人の尊厳、自由及び人格権（憲法13条）並びに法の下での平等（憲法14条）を保障する日本国憲法の下、感染者やその家族等の人格や尊厳を侵し、また、生活に重大な悪影響を与えるものであり、決して容認し得ないものである。…（中略）…

日弁連『新型コロナウイルス下で差別のない社会を築くための会長声明』（2020.7.29）

…（承前）… そこで、政府及び地方自治体には、新型コロナウイルス感染症に関する必要かつ正確な情報提供及び十分な説明責任を果たし、偏見差別・人権侵害防止のための普及啓発・教育活動を積極的・継続的に講じることがを求め。

また、弁護士をはじめ法曹関係者は、偏見差別の実態に直面したとき、法律相談をはじめあらゆる法的救済手段をもってその是正に向けた対応を行うとともに、それらの活動により偏見差別のない市民社会の構築に貢献する責務を有する。

当連合会は、新型コロナウイルス感染症に関わる偏見差別・人権侵害が見られる中、引き続き偏見差別を生み出さない社会を築くために努力する決意を表明する。

差別問題はどうなったのか

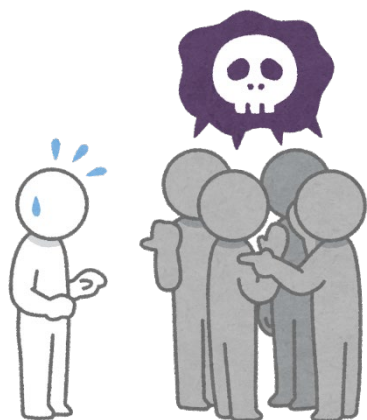


日弁連の『新型コロナウイルス法律相談（全国統一ダイヤル）』（4/20～7/22）に寄せられた相談件数は、約6600件。

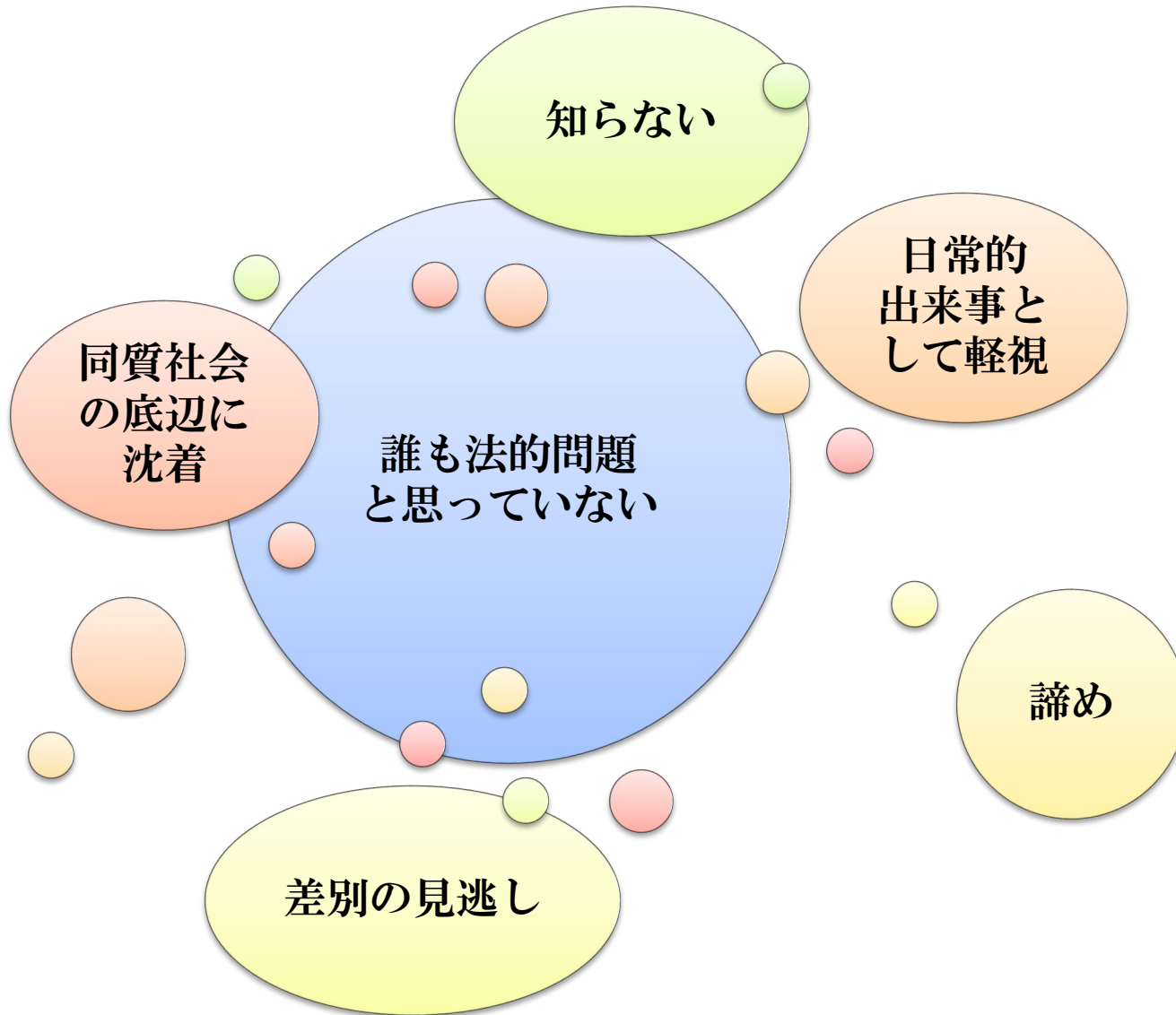
そのうち「差別・プライバシー」に関する相談は、どうやら数件程度の見込み。

差別問題は、どこに行ったのか？
どのように対応されたのか？

私たちはどうすべきなのか？



なぜSOSが来ない？



災害時に似てるかも…



差別だけではないコロナ禍の影響

メンタルヘルスへの影響、配偶者からの暴力や児童虐待

営業自粛等による倒産、失業、自殺等

医療従事者等への差別や風評被害

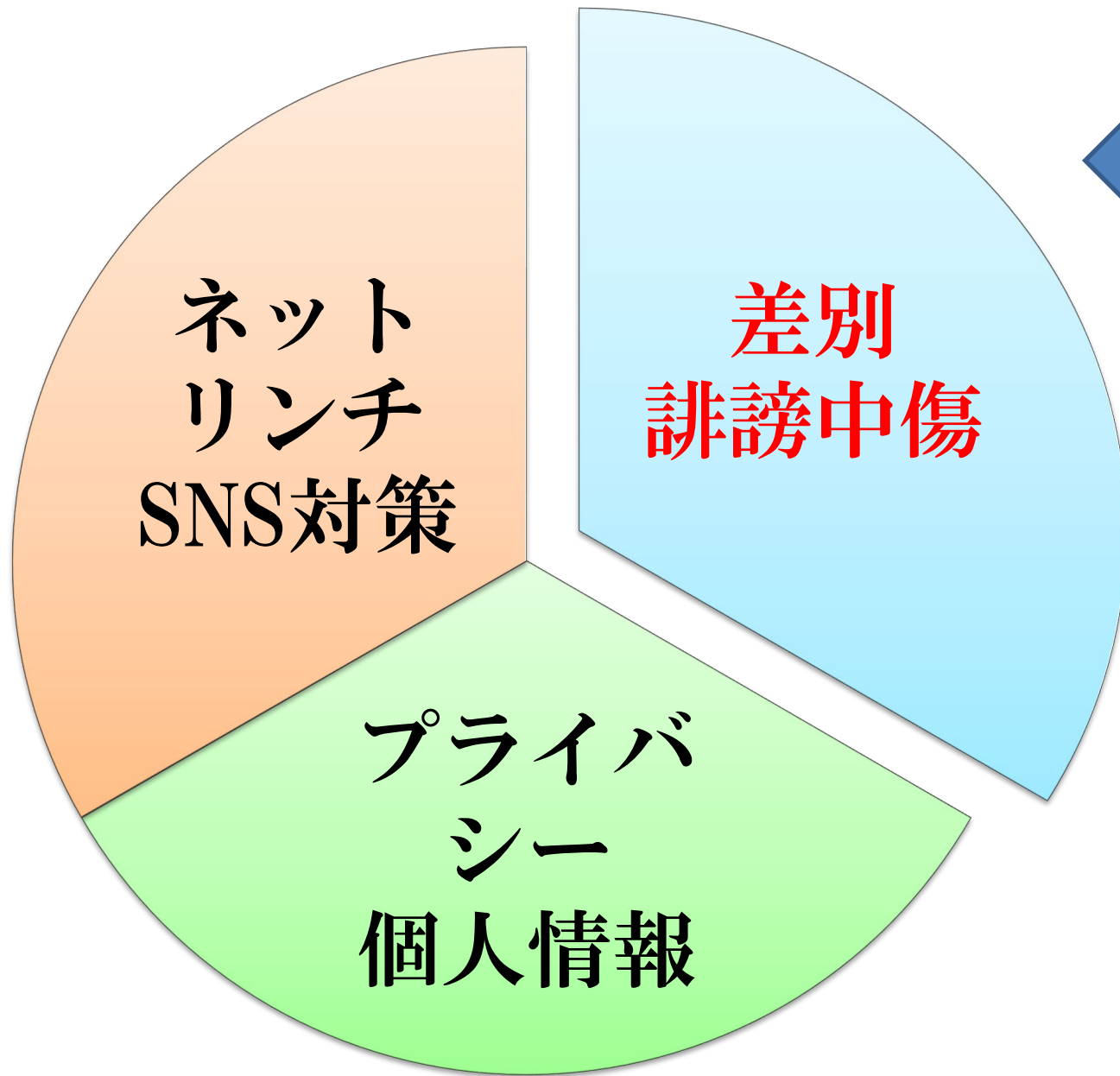
SNS等での追跡・特定、嫌がらせ

孤立しがちな一人暮らしの高齢者

休業中のひとり親家庭等の生活

高齢者等の健康維持・介護サービス確保

死亡者への尊厳ある別れ（火葬等）



今回はこの問題

(総論)

災害の視点
から見る

「コロナ禍」 = 「災害」

コロナ禍は災害である

【災害】地震・台風・洪水・津波・噴火・旱魃・大火災・感染症の流行などによって引き起こされる不時のわざわい。また、それによる被害。（三省堂 大辞林 第三版）



「災害とは何か？」
「災害は多数の人々に大きな被害を与え、ということ」
(地震等の自然災害はもちろん、新型インフルエンザ等の感染症の拡大も、当たり前前に災害の一つに挙げて章を割いて論じる。)



「養和の飢饉」で疫病が大流行
...養和のころとか、久しくなりて覚え、ず。二年が間、世の中飢渴して、あさましきこと侍りき。あるいは春・夏日照り、あるいは秋、大風・洪水など、よからぬことどもうち続き、て.....あまりさへ疫癘うちそひて、まささまにあとかたなし。...



コロナ禍は災害である

パンデミックは都市災害だ 世界一危険な東京を救え！～欧米の事例から日本の危機管理を考える～

河田恵昭 (かわた よしあき)

2020年7月 8日 | 中央公論編集部

ツイート

シェア

BIブックマーク



パンデミックの正体は都市災害

(出典)

①<https://chuokoron.jp/international/114395.html>

②<http://book.gakugei-pub.co.jp/book-jichi-kyodo-nakabayashi-kazuki-proposal-release/>



河田恵昭 (京大名誉教授)
中林一樹 (東都大名誉教授) 他

[全文掲載] 提言論考「新型コロナウイルス蔓延期における災害時避難対策と復旧・復興の基本体系」(中林一樹/東京都立大学名誉教授)

新型コロナウイルス感染症の蔓延期において複合的に災害が発生した場合に備え、どのような避難対策を検討するべきか。あるいは、感染症による混乱から復旧・復興を目指すにあたり、どのような価値体系を構想するべきか。都市防災・災害… 続きを読む



目次

1. 今や、複合災害の時代になった

2. 「事前避難」と「事後避難」における「避難対象人口」の相違

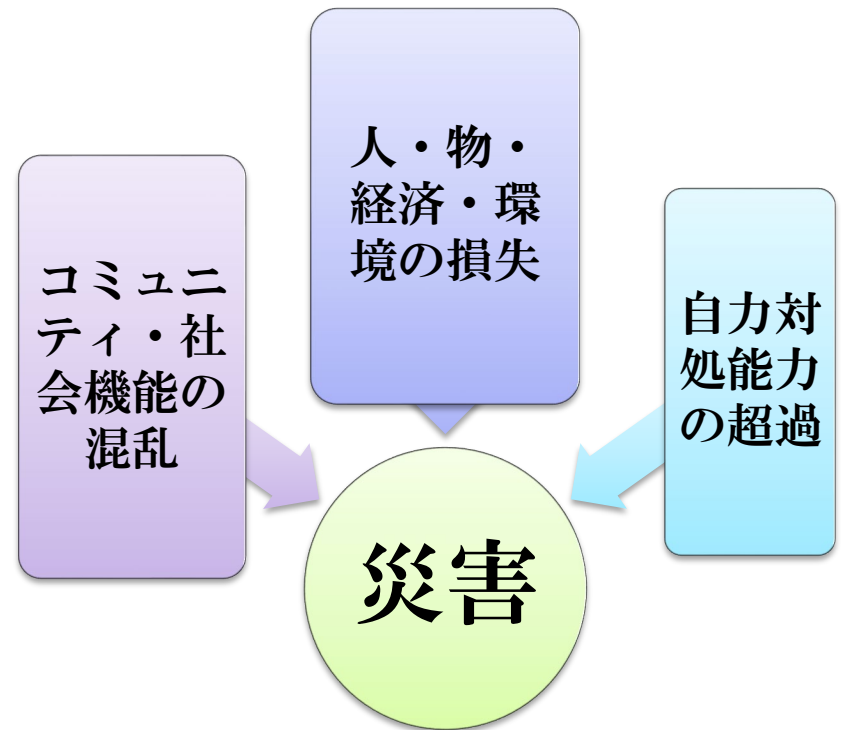
3. 「新型コロナウイルス蔓延期の災害時避難対策」の戦略目標と基本方針

コロナ禍は災害である

災害とは

「コミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱であって、広範な人的、物的、経済的もしくは環境面での損失と影響を伴い、被害を受けるコミュニティまたは社会が自力で対処する能力を超えるもの」

出典：国連 国際防災戦略 防災用語集(2009年版)



DMATの
出動

自衛隊の
災害派遣



全国弁護士会災害復興の支援に関する規程

(平成十五年五月二十三日会規第五十三号)

改正 平成一九年 三月 一日

同 二一年二月 四日

同 二六年 五月三〇日

コロナ禍は災害である

第二条 この規程において「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、**感染症のまん延**、有害物質の大量放出等その被災地域の市民の生命、身体若しくは財産に対して及ぼす程度においてこれらに類する事象により生じる被害をいう。



(日弁連災害対策本部の設置)

第四条 本会は、災害が発生した場合、理事会の決議で、日本弁護士連合会災害対策本部（以下「日弁連災害対策本部」という。）を設置することができる。ただし、緊

コロナ禍に災害法制適用を

「コロナ禍は『災害』です」。阪神・淡路大震災を機に災害復興法制の充実に取り組んできた兵庫の弁護士からの投げ掛けが、瞬く間に共感を呼んでいる。新型コロナウイルス感染拡大の影響で困っている人を素早く手厚く救うため、災害や復

「物資、雇用、生活再建に対応」

阪神・淡路 支援の弁護士提言

「ガマンならぬゆえ長文お許しください」。13日、日弁連災害復興支援委員長を務める津久井進弁護士(50)＝兵庫県弁護士会＝が、フェイスブック(FB)で切り出した。

政府による緊急事態宣言では、法的にひも付けされる具体的な支援策はほぼなく、感染防止のために市民に対して指示できることもほとんどない。宣言の根拠である新型コロナウイルス特措法は課題や限界が目立ち、政治家らのメッセージは「精神論ばかり」。過去の災害のように、困窮や心身の不調で関連死が多発しかねないという危機感を抱く。「災害

興関連の法制度を適用すれば道が開ける」という主張だ。ロックダウン(都市封鎖)も可能という。わずか数日で全国の弁護士ら120人以上が賛同し、政府や主要政党への緊急提言につながった。

(小林伸哉)

で培ってきた仕組みやノウハウをフル活用すべき」

阪神・淡路以降、被災者支援などに尽力してきた経験から現状に憤る。新型コロナの影響で売り上げが減った東京のタクシー会社が運転手約600人を解雇し、その報道に衝撃を受けた。

激甚災害法に基づく指定地域内の特例を適用すれば、休業している会社の従業員は雇用保険から手当を受けられる。「会社を辞めなくても、失業保険がもらえる。激甚災害ではいつもやっている」。東日本大震災

「具体的な生活と密着したメッセージが大事。既存の災害対応法制なら、早く機動的に動ける。目的がはっきりしており、国が必要のない私権制限にまで踏み出すこともない」とする。

全国の同業者ら賛同

「重い借金に苦しむ人が多い東日本大震災後と重なって見える。先手を打ちたい」。正式に首相や閣僚、主要政党などに提言書を出すよう津久井さんに打診。緊急提言をまとめて賛同者を募り、16日に発送した。

津久井さんは「使える制度はいくらでもある」とする。在宅避難を指示できる災害対策基本法を使えば、自宅待機を義務付けられる上、指定した警戒地域への立ち入りを制限・禁止し、退去を命じられる。自粛の「要請」ではなく、強制力を伴う措置も打ち出せる。

災害救助法を応用すれば、食料品・飲料水・生活必需品の提供▽生業に必要な資金などの給与や貸与▽避難所の供与としてのホテル宿泊も可能になる。金銭を貸し出す「災害援護資金」や、遺族に支給する「災害弔慰金」なども有効な支援になり得るとする。

津久井進弁護士が訴える災害法制の活用法

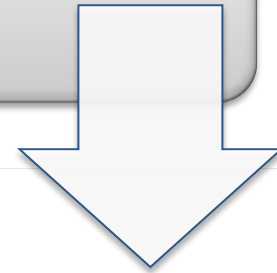
- 災害対策基本法で感染拡大防止
 - 自宅待機による安全確保を指示
 - 警戒区域を設けて立ち入りを禁止・制限
- 災害救助法で物資を確保
 - 食料品・飲料水・生活必需品の提供
 - 生業に必要な資金・器具を給与・貸与
 - 住まいを失った人に宿泊場所を供与
- 雇用保険の災害特例適用
 - 離職しなくても休業中なら手当支給
- 生活再建の仕組み
 - 災害援護資金の貸し付け
 - 災害弔慰金で遺族を支援
- 災害ケースマネジメント
 - 一人一人の事情に応じた計画で支援継続



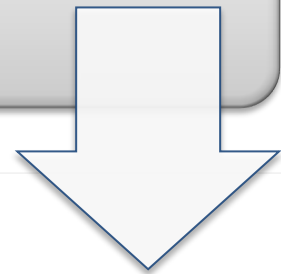
「コロナ禍は災害法制で対応を」とする緊急提言書をまとめた津久井進弁護士＝西宮市内

神戸新聞令和二年四月二〇日朝刊より引用

コロナ禍が「災害」であるならば



「災害」のときと同じことが起きるはず



災害時のときの「対処法」が役に立つはず

災害時の根本原理 (1)

災害には顔がある

災害 = 現象 × 時代(政治経済) × 地域(脆弱性)

毎回「前例のない」「未曾有の」体験

災害は常に1回限り。毎回違った応用問題を解くようなもの (鈴木淳教授)

災害時の根本原理 (2)

平時のトレンドを加速する

その社会の課題(弱点)を一気に表出させる

普段から準備していないことはできない

「地震は自然現象 災害は社会現象 復興は政治現象」(広原盛明・元京都府大学長)

災害時の根本原理 (3)

徹底した現場主義

現場判断を支える権限と財源を与える

魔法の杖はない(緊急事態条項は誤り)

被災地中心・被災者主権

官・民・専門性の垣根を取り払う

災害復興の6法則

(加藤孝明・東京大学教授)

- ① どこにでも通用する処方箋はない
- ② 災害・復興は社会のトレンドを加速させる
- ③ 復興は、従前の問題を深刻化させて噴出させる
- ④ 復興で用いられた政策は、過去に使ったことがあるもの、少なくとも考えたことがあるものである
- ⑤ 成功の必要条件1：復興の過程で被災者、被災コミュニティの力が引き出されていること
- ⑥ 成功の必要条件2：復興に必要な4つの目のバランス感覚+ α (外部の目)



復興で用いられた政策は、
過去に使ったことがあるもの、
少なくとも考えたことがあるもの

東日本大震災の差別

坂出市2018年8月「人権に関する市民意識調査」

設問2.3(13) 調査結果（個別人権課題 東日本大震災に起因する人権問題）

回答者数 (N=1,450)

回答項目	合計 (人)	割合	
		今回	前回
1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	603	41.6%	-
2. 差別的な言動をされること	551	38.0%	-
3. アパート等の入居を拒否されること	84	5.8%	-
4. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	39	2.7%	-
5. 学校等への入学を拒否されること	73	5.0%	-
6. 避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待	756	52.1%	-
7. その他	33	2.3%	-
8. 特にない	253	17.4%	-
無回答	91	6.3%	-

東日本大震災と差別

被災地の「外国人犯罪が横行している」とのデマ



「被災地での外国人の犯罪のうわさを聞いた」51・6%

「それを信じた」86・2%

東北学院大の郭基煥教授
仙台市民に対する調査結果

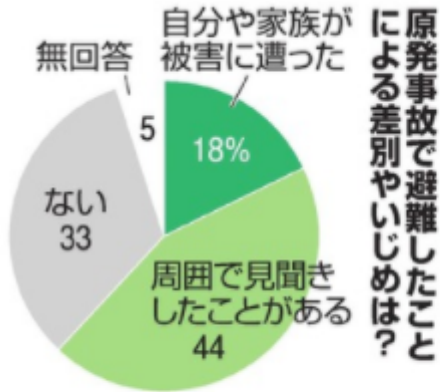
郭教授は「『日本人は秩序正しく行動する』とのイメージに矛盾しないためにも、『犯罪を犯すのは外国人』とする流言は好都合だったのではないか。また、悪意ではなく周囲の人たちの身の安全を心配して、犯罪が起きているとのうわさを流してしまう人もいたのではないか。単純に排他主義と片付けることはできない。難しい問題だ」と分析する。（中略）

郭教授は「熊本地震ではツイッターに投稿されたデマを、別の投稿が打ち消す現象がみられた。使い方を間違えなければSNSは有効だ。対処方法を災害教育のプログラムに組み込むべきだ」と提言する。

流言は智者に止まる

東日本大震災と差別

避難先でいじめ、6割「あった」 原発事故6年、住民アンケート 朝日新聞社・福島大



原発事故で避難したことによる差別やいじめは？

朝日新聞社と福島大学の今井照（あきら）教授（自治体政策）は今年1～2月、東京電力福島第一原発事故で避難した住民に対し、共同調査を行った。避難先でいじめや差別を受けたり、被害を見聞きしたりしたことがあると答えたのは62%だった。▼39面=心ない言葉

原発事故で避難したことによる「いじめ」「差別」について、今回初めて質問した。「自分や家族が被害に遭った」が33人（18%）、「周囲で見聞きしたことがある」が81人（44%）だった。



NEWS 2017年02月21日 00時05分 JST | 更新 2017年02月21日 00時06分 JST

関西学院大の講師「放射能浴び光るかと思った」 福島出身学生に差別発言

関西学院大学で、外国人の男性講師が授業中、福島県出身の女子学生に「放射能を浴びているから電気を消すと光ると思った」との差別的な発言をしたことがわかった。

中野渉
The Huffington Post

「お金があるのになんで働くの？と言われた。私には働く権利もないのかと悲しくなった」（35歳女性）

「まとめ買いをしたら『ああ、避難者』と言われた」（59歳男性）

今井教授は「『避難者いじめ』の実態が具体的かつ量的に明らかになったのは初めてだろう。原発事故の責任の所在があいまいで、『避難者は事故の被害者』という認識が社会で共有できていないことがいじめにつながっている」と話す。



2017.3.8読売新聞朝刊

東日本大震災と差別

「子ども被災者支援法」（東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律）

第2条4項

被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない。

「被災者は『かわいそう』なんです。何か分からないけども。俺たちも、何がかわいそうなのかよく分からないんだけど『かわいそうな人たち』なんですよ」

…かわいそうな人は、かわいそうな人として振る舞わなくてはならない。…

「『かわいそうな被災者』からは、おそらく次の二つのことが起きるんじゃないですか。一つは重厚な支援。そして逆もまたしかり…」

「どう考えたっておかしいじゃない。おかしいという言い方はまずいな。俺、受けている立場なので」だが、おかしいと感じるのは、中身ではなく、おそらくそのやり方だ。…

「本来、支援は、被災される側が『こうあってほしい』と願い、それを求めるから、なされるべきものだよ。でも今の国の復興は、被災者の願いから始まっているものではない。…」そのプログラムは自分には合わない。だがプログラムは要らないとなると、今度は「復興したくないのか」ということにもなる。どうも、こうしたことは民間の支援でも起こっているようだ。…

…同様のことは、弁護士にさえあるようだ。思いのある弁護士たちが集まって、被災者を助けようと賠償の相談会を開いた。でも誰も出てこない。「出てこないということは、やる気がないんじゃないか」そんな話が現実に起きているのである。「そうすると、被害者が加害者みたいに扱われているのか。そんなふうに感じる。」

…支援を「要らないから」と拒否すれば、そのときには「支援は要らないんだ」「復興したくないんだ」ということにもなり得るわけだ。こうして見れば「被災者はかわいそう」は、「被災者は身勝手だ」と紙一重でさえある。



「…俺らみたいな被災者とかそういう人たちのことなんかは考えない。いや、考えてはいるんですよ、考えてはいるんですけど、基本的にその内実なんかどうでもよくて、生活再建とか復興という幻想的なもののなかに押し込んでいるだけ。結局、被災者についても、それに乗るか乗らないかで対象を選んでいるような、そういうふうに政策がつくられている気がしてならない」…

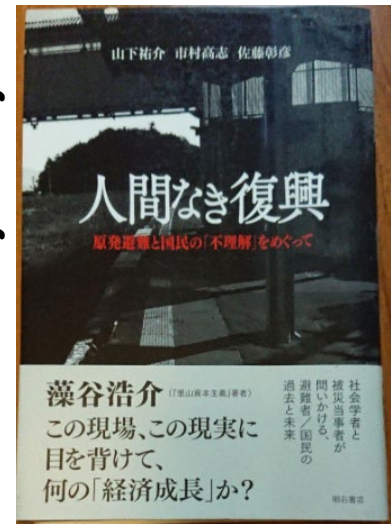
「津波は1時間とかそのくらいの短いスパンのなかで、しかも目に見える脅威だ。これに対して、俺らは長いスパンで目に見えない脅威にさらされた。多分このことが大きく違うんじゃないかなと」…

…「命のやりとり」という点では両者は同じではないか…

…こうしたなかで「かわいそうな被災者」が押しつけられて、自分の意思を表明しづらくなっているのも同じだ。

…「かわいそうな被災者」と「わがままな被災者」、どちらも嫌ならば、被災者にはどういう選択肢があるというのだろう。…市村は、「差別されているという感覚ではない」が「いじめられている感覚はある」と表現する。…アメとムチを両方出されて、同時にやられている感じ。…

…それは「平準化」、それもある方向への一方的な「平準化」を要請する強い力だ。国民のなかにある、様々な局面での「平準化」への要求が、被災者たちの「生き方の多様性を認めてほしい」というはかない願いを全否定する作動を進めているようだ。それは既存のルールに従っていて、全体の公平性、平等性という、一見まっとうな観点から、反論することが許されないようなかたちで進められていく。しかし平準化の要請は、現実にはある一定の生活様式への編入を強要することを意味しており、そしてそれはそこにあった暮らしの否定、人生の否定、生活の否定、歴史や文化の否定、地域社会の否定—要するに、全否定が潜んでいるようなのだ。



「じゃあどうすればいいの」

声をあげ自治体につなげる（熟議民主主義）

見えない、強いストレスの集合があることを知る

専門家、科学者がその役割を果たす（共に考える）

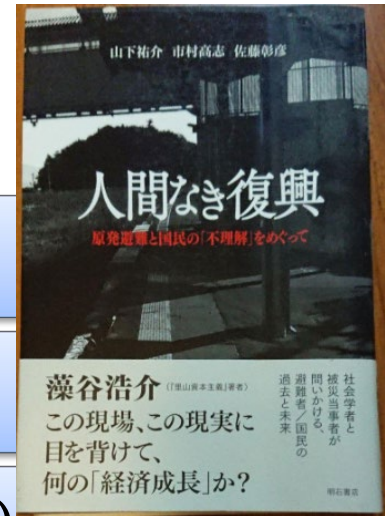
分化したシステムに横串を通す（連携）

一人ひとりが世論をつくる

問題を理解する・現実を理解する

「不理解」を「理解」に引き戻す

原発事故を通して、この国の新しいかたち、暮らしの新しい姿が見えるようにする



差別問題の
前提知識

差別と闘う「法」の役割

差別されないことは基本的人権

第13条 **すべて**国民は、**個人として尊重**される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、**差別されない。**

平等権の本当の意味

憲法第14条



「等しきものを等しく」

「…事実の世界では、ひとびとはみな、等しくないのです。等しくないものを、そのあるがままに尊重すべきことも、大切なこと…」

「…等しくないからこそ、人間の尊厳という一点でみな等しくあるべきなのだ…」

樋口陽一（東大名誉教授）『日本国憲法 まっとうに議論するために』（みすず書房 2006年）p88

「法」は道具、良識が「使い手」



法律

良識

ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 (2016年6月3日)



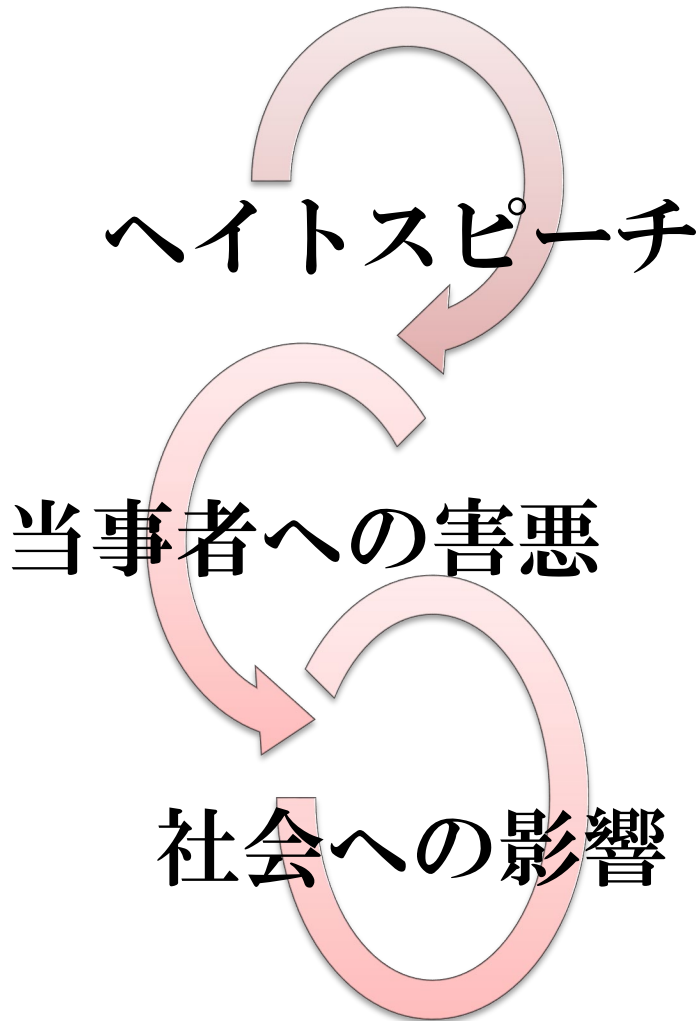
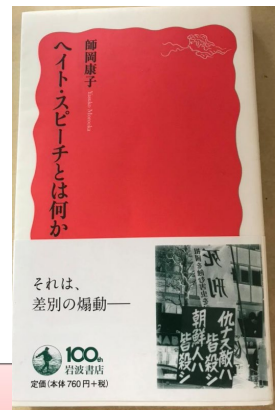
(前文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

ヘイトスピーチ解消法



人種差別撤廃条約

ヘイトスピーチ解消法



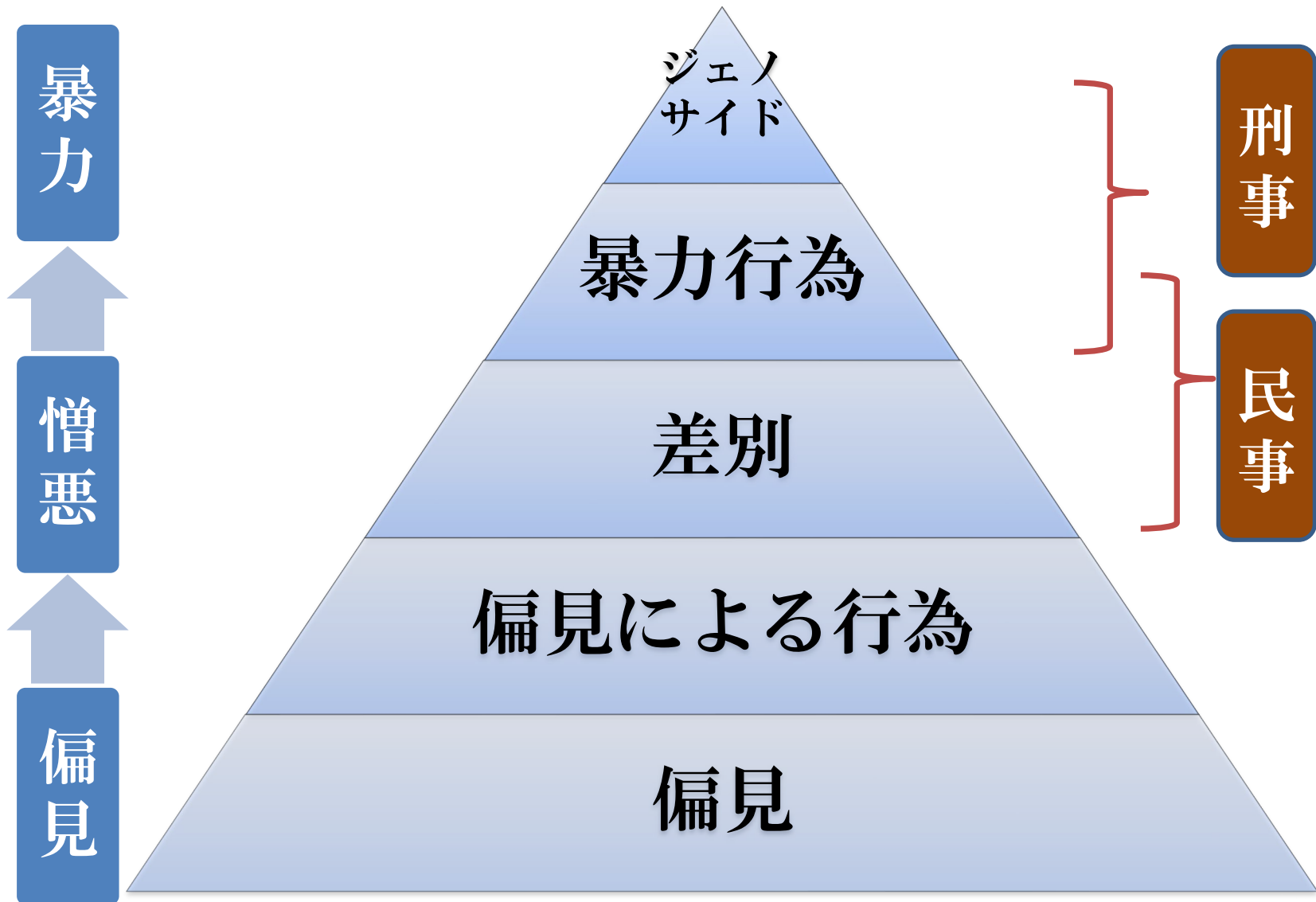
禁止規定がない

制裁規定がない

救済規定がない

インターネット対応策がない

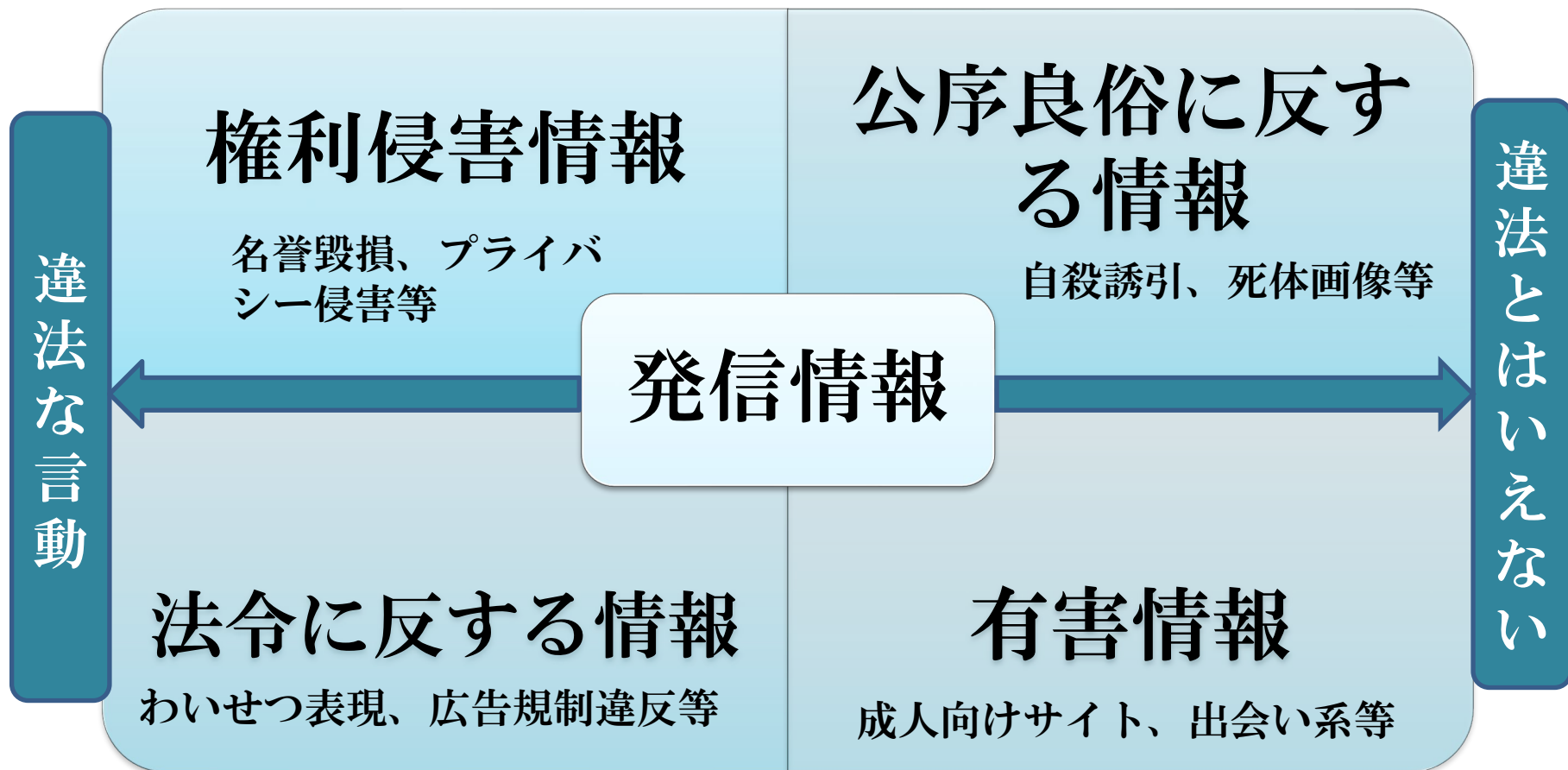
川崎市「差別のない人権尊重のまちづくり条例」で罰金も（令和元年12月12日制定）



憎悪のピラミッド

(出典：Brian Levin, Anti-Defamation League))

差別的発言（情報の法的区分）



区分のあいまいさが違法状態を許している

膠着する差別問題

部落差別の解消の推進に関する法律 第1条（目的）

この法律は、**現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている**ことを踏まえ、全ての国民に**基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに**国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等**について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現すること**を目的とする。**

（2016.12施行）
共産党等の反対意見

- ・ 社会問題として基本的に解決済
- ・ 部落問題解決の歴史に逆行する
- ・ 新たな差別を生み、固定化する
- ・ 同和利権が復活する危険がある
- ・ 八鹿高校事件の解放同盟への批判など

司法界の不条理

社会
時代背景

外国籍だと
調停委員
(司法委員・参与員)に
なれないの？

JIBA 日本弁護士連合会 

- 日弁連パンフには8人の採用拒否を明記
- 最高裁規則の欠落事由に国籍要件はない
- 日弁連に対し「照会事項について、最高裁判所として回答することは差し控えたい」と理由を示さず(2008.10.14付回答)
- 最高裁国会答弁「調停委員は公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員に該当」(参院法務委2019.4.23)
- 法律上の根拠はない

兵庫県：白承豪 (はく・しょうごう) 会員
(1993年弁護士登録)

ソウルに生まれ、1974年来日。沖縄で中学校1年生から日本語を学び始める。1985年に琉球大学を卒業し、28歳で司法試験に合格。1993年大阪弁護士会登録。1996年に兵庫県弁護士会に登録変更。2003年兵庫県弁護士会副会長、人権擁護委員長等の要職を務める。

兵庫県：梁英子 (やん・よんじゃ) 会員
(1993年弁護士登録)

東京都生まれ、大阪で育つ。1993年に神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録。1999年に現在の事務所を開設。DV・家事事件を主な取り扱い分野とし、2006年から県嘱託のDV法律相談担当員を務める。兵庫県及び神戸市の各種審議会委員や職員向け研修の講師を複数担当するほか、神戸大学法科大学院の法曹実務教授も務めた。

張有忠弁護士(大阪弁護士会
所属・中華民国国籍)が民事
調停委員を努めた(昭和49
年1月から昭和63年3月)

「法」は共通仕様で存在する 「使い手」の良識で道具か凶器に



コロナ禍
を点検する

感染症と差別

新型コロナウイルス対策の法体系

基本三法

検疫法

感染症法(2020.2.1指定感染症に指定)

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

新型インフルエンザ等対策特別措置法(2020.3.14改正)

○ 感染症法による医療対策

○ 新型インフル法による社会対策

○ 感染症法による差別対策

これで十分
なのか？

伝染病予防法と感染症法

感染症法前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、**多大の苦難**を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、**感染症を根絶**することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない**差別や偏見**が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の**患者等の人権**を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、**感染症に迅速かつ適確に対応**することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

伝染病予防法と感染症法



伝染病予防法＝伝染病の予防及び伝染病患者に対する適正な医療の普及を図ることによつて、伝染病が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もつて公共の福祉を増進することを目的

エイズ予防法＝「この法律は、後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）の予防に関し必要な措置を定めることにより、エイズのまん延の防止を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。」

（第1条）

「国民は、エイズに関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うように努めるとともに、エイズの患者等の人権が損なわれないようにしなければならない。」（第3条）

差別へ

隔離政策

伝染病予防法と感染症法

らい予防法（1996年廃止）

第1条 この法律は、らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もって公共の福祉増進を図ることを目的とする。

第3条（差別的取り扱いの禁止）

何人も、患者又は患者と親族関係にある者に対して、そのゆえをもって不当な差別的取扱をしてはならない。



ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（前文）

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、…我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、…ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。…

差別を創出するメカニズム

いわゆる
「風評被害」

(意義)

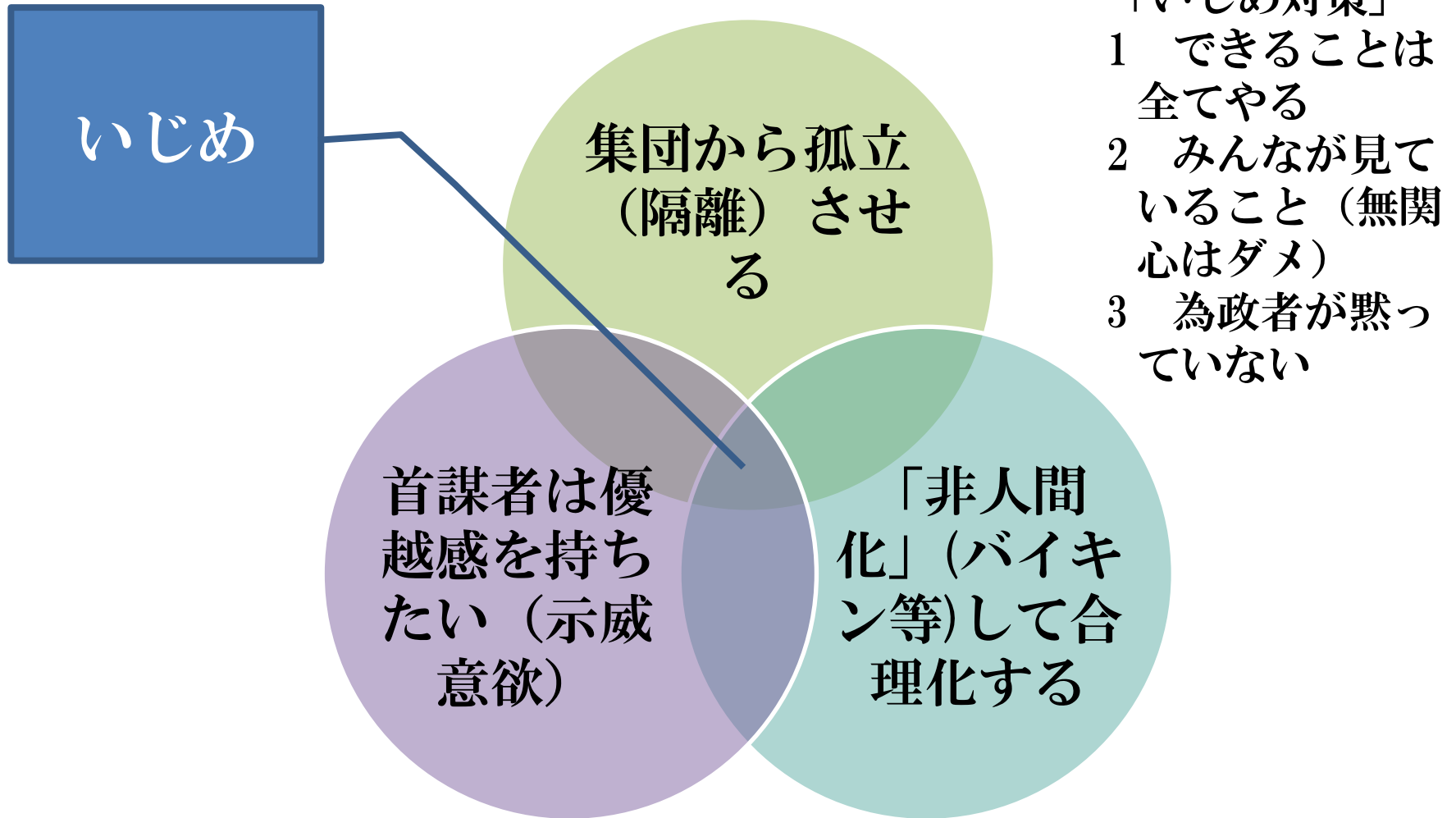
- 1 根拠のないうわさ
- 2 恐怖や不安の対象がそのものから、関連するものに拡がっていくこと
(=「般化」または「凡化」)

恐怖・不安の
対象が見えない

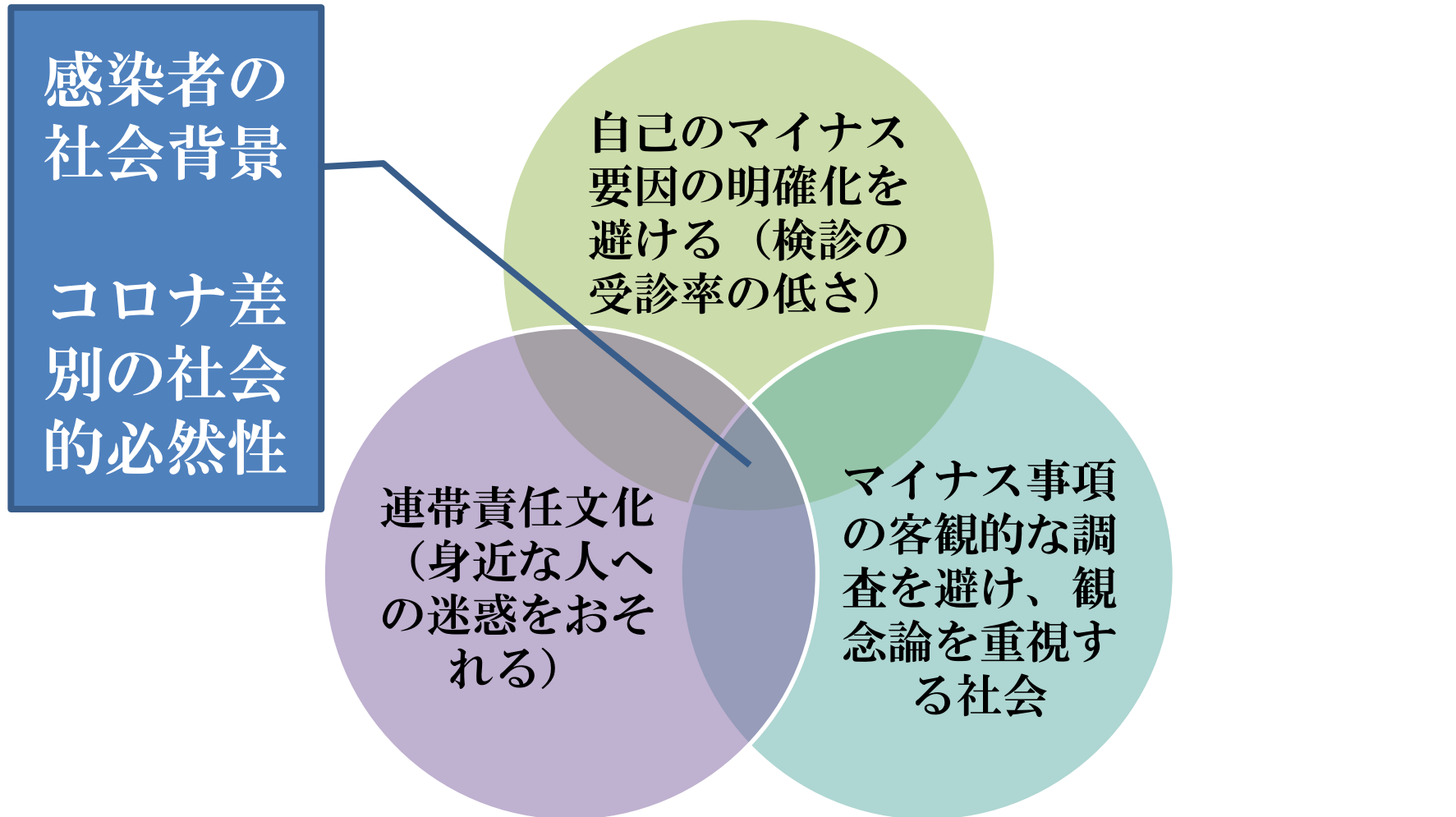
自らのために
守るべき
ものがある

公的情報への
信頼の揺らぎ

差別を創出するメカニズム



差別を創出するメカニズム



コロナ差別は必然の現象

新型コロナウイルス感染症対策分科会
偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ
(第1回)

日時：令和2年9月1日(火)

13時30分～15時00分

場所：合同庁舎8号館4階

408会議室

議事次第

1. 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症等の感染症に起因する偏見・差別の現状と対応

① 偏見・差別に対する考え方

② 実態・取組の事例

③ 今後の検討に向けて

(2) その他

「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」

【構成員】

◎中山 ひとみ 霞が関総合法律事務所弁護士

○武藤 香織 東京大学医科学研究所

石田 昭浩 日本労働組合総連合会副事務局長

押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授

鈴木 英敬 三重県知事

吉田 奨 セーフティーインターネット協会専務理事

松原 洋子 立命館大学副学長

山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

◎:座長

○:副座長

資料は、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/wg_h_1.pdf より引用

コロナ差別は必然の現象

資料3

『感染症と偏見・差別・スティグマに関する主な論点』

@武藤香織（東京大学） 松原洋子（立命館大学） / 筆者要約

けがれ感

・ 隔離措置が与える影響

平時

・ 潜在的な被差別構造

頑迷さ

・ 知識の絶えざる更新の要請

過剰反応

・ 過度な対応の正当化や容認

科学偏向

・ ハイリスクな行動や環境への差別の正当化

拒絶感

・ スティグマの内面化

コロナ差別は必然の現象

資料8

日本労働組合総連合会(連合)に寄せられた相談(偏見・差別、ハラスメント)

性別	年齢	仕事内容	雇用形態	事業内容	業種
女性			パートタイマー		製造業
先週末に法事で帰省し月曜に戻ってきたところ社長に「活動自粛なのに帰省するとは何か」「きっと新型コロナに感染しているに違いない。陰性が証明されるまで出社するな」「他の社員に感染したらどう責任取るんだ。あんたのせいで会社が潰れたら訴えるぞ」「今からとっとと荷物片づけて帰れ」「もうクビだ。二度と来るな」など一方的に言われ、仕方がないので自席の荷物を片付けていると、除菌スプレーを吹き付けられた。					

性別	年齢	仕事内容	雇用形態	事業内容	業種
女性			パートタイマー		医療・福祉
保育所で血洗いをメインにパートで働き、夕方からは病院で受付のパートをしている。コロナウイルスの関係で、保育所の所長から「病院で働いているなら、ばい菌を巻きちらすのだから、来るな。」と言われた。					

- 娘が新型コロナにかかったので自宅待機。復帰すると上司から始末書を書けと言われた。
- 39℃の熱で休んだが、PCR検査では陰性だった。復帰後、会社同僚からは「コロナ野郎!」と嫌がらせを受けている
- 検査は陰性だったが発熱があり、このまま休むとクビになってしまう。

- 体調が悪く会社に相談したら自宅療養の指示があり、コロナ相談窓口では感染の可能性が低いと言われたが、会社では実名でコロナ患者と広められていた。
- 初孫の宮参りに細心の注意をして参加したが、その後、仲間が「なぜ出かけた!」と態度を一変し過呼吸に。
- 会社の先輩が「コロナがうつるから近寄るな。私は高血圧だから死んでしまう」と怒鳴られ続け、辛い。
- 発熱がありPCR検査を2回受けて陰性だったが、咳が止まらず、雇用契約期間を変更され、勤務表からも削除され、精神的に参っている。
- 介護施設勤務。娘が38.5℃で休んだ。陰性だった。しかし出勤停止を命じられ、復帰後はひとりだけ防護服着用を命じられ、悩んでいる。



コロナ差別は必然の現象

資料1

偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループの開催について

2020年9月1日



1 趣旨

- 現状、新型コロナウイルス感染症を巡って、以下のような課題が指摘されている。
 - ・ 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者等、更にはその家族に対する偏見、差別や感染リスクが高いと考えられる業種や事業者への心ない攻撃などが問題となっている。これらについての実態把握や、これを踏まえた相談や啓発などが求められている。

2 具体的な進め方等

- 上記のような感染者等及びこれらの家族等に対する偏見・差別、心ない加害行為等に関する実態把握や関係者（感染者・回復者や感染者が発生した飲食店など）のヒアリングを実施する。
- それらを参考に、相談窓口や国民向けの啓発の在り方（相談窓口の更なる活用方法や国・自治体からの普及啓発に向けたアプローチなど）について議論を行って報告書を取りまとめ、分科会に報告・公表するとともに自治体や相談窓口、企業、マスメディアなどの積極的な取り組みにつなげる。

「相談窓口」
「啓発」
「企業やマスメディアの取り組み」
につなげる…
…だけでいいのかな？

災害と感染症
の交錯点

もう一度「災害法」から考える

災害対策の法体制



コロナ法制と災害法制

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要（国の措置法掲載HPより）

1. 特措法上の新型インフルエンザ等対策の体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種（登録事業者（※）の従業員及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対する先行的予防接種）の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

2. 特措法上の「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）
- ② 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
- ③ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資

等

平成24年制定

コロナ法制と災害法制

新型インフルエンザ等対策特別措置法のポイント

発生までの準備

- ・ 国、都道府県、市町村が「行動計画」を作成
- ・ 行政と共に対策を行う公共機関等を指定公共機関として指定

発生した段階

- ・ 国、都道府県に対策本部を設置
- ・ 登録事業者の従業員等に先行的ワクチン接種

緊急事態宣言

- ・ 国民に対する外出自粛要請等の要請・指示
- ・ 住民に対する予防接種の実施
- ・ 臨時の医療施設設置、医療の提供

改憲論も！

＝

災害対策基本法
国民保護法

平成16年制定

平成25年大改正

目的規定の類似性

新型インフルエンザ特措法（第1条抄）

この法律は、…新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、…感染症法…その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

国民保護法（第1条抄）

この法律は…武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、…事態対処法…と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

災対法の目的規定・基本理念

(目的) 第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

災対法の目的規定・基本理念

(基本理念)

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

→対策法の基礎になっている災害対策の基本を理解すべきだったのではないか

災害法の根本原理

災害には顔がある／応用問題には基本

平時の弱点（ミスマッチ）が加速して表出する

現場主義／現場に権限を 中央は支援を

~~緊急事態宣言~~

法制度の不徹底、これに逆行する運用・世論



一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会

お知らせ
News

私たちが目指すもの
Statement

会員になる
Membership

寄付をしたい
Donation


お問い合わせ
Contact

一人ひとりが大事にされる、
新たな災害復興法を目指して。



災害対策基本法等で住民の 生命と生活を守る緊急提言 第五弾

COVID-19：災害法制を参考にした緊急対策 を求める提言（緊急提言5）

数々の新型コロナウイルス対策が実施されていますが、期待された成果が得られていません。たとえば、政府が主力として打ち出した雇用調整助成金は、煩雑な手続き、支給に要する期間、助成額の上限等により、事業者・労働者のいずれの立場



災害対策基本法等で住民の 生命と生活を守る緊急提言 第四弾

COVID-19：一人ひとりの基 本的な権利の保障を求める提言 （緊急提言4）

新型コロナウイルス対策として緊急事態宣言が発出され間もなく1か月となりますが、なお深刻な状況は続き、収束の目途は立っていません。多くの市民が先の見えない不安と闘いながら、必死の我慢を続ける中で、見過ごすことのできない人権



災害対策基本法等で住民の 生命と生活を守る緊急提言 第三弾

COVID-19：助成金等に対す る差押え禁止の特例法の制定 を求める提言（緊急提言3）

国は、新型コロナウイルス対策支援のための特別定額給付金について、差押えを禁止する法律を制定すべく、議論を進めています。私たちが、緊急提言2で提言してきたことであり、早期の実現が望まれます。しかし、新型コロナウイルス対策支

緊急提言 4

憲法と人権保障等

- 1 不当な差別とプライバシー侵害を直ちに止めなければなりません
- 2 裁判を受ける権利を回復する必要があります
- 3 子どもたち・学生らに実質的な学習権を保障しなければなりません
- 4 憲法上の緊急事態条項は不要です
- 5 今こそ憲法に光を

緊急提言 5

災害法制を参考にする事

- 1 災害対策基本法を参考に、対応権限を市町村長に委ね、市町村レベルで、きめ細やかな新型コロナウイルス感染予防対策を行うこと
- 2 災害救助法を参考に、以下の対応を行うこと→ (次頁)
- 3 自然災害債務整理ガイドライン、事業者再生支援機構設立などの方法で、弁済に困窮している方々に、既往債務の減免を行うこと
- 4 生活困窮支援制度、住宅セーフティネット制度や、みなし仮設住宅を改善した上で応用し、借主の家賃の減免・貸主への家賃補助を行うこと
- 5 災害弔慰金法の関連死を想定して、予想される「コロナ関連死」への早期対応を行うこと
- 6 災害ケースマネジメントの手法を活用して、官民連携し、支援を要する社会的弱者に対してアウトリーチし、ニーズに応えた個別ケアを行うこと

感染症法と災害救助法

災害救助法

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
 - 1 死体の捜索及び処理
 - 2 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

災害救助法の可能性

悪しき公平論・同調圧力

旧・災害救助の5原則

1. 平等の原則
2. 必要即応の原則
3. 現物給付の原則
4. 現在地救助の原則
5. 職権救助の原則



新・災害救助の6原則

1. 人命最優先の原則

2. 生活再建継承の原則

6. 被災者中心の原則

4. 救助費国庫負担の原則

3. 自治体基本責務の原則

5. 柔軟性の原則



「感染症法」とのシナジー効果

『災害救助事務取扱要領』の1頁に登場する原則

災害対策基本法2条の2「基本理念」

感染症法と災害救助法

阪神・淡路大震災1995年



震災直後、1700人を超える避難者で埋まった避難所の体育館。暖房もなく、かぜをひいたり体調を崩す人が多かった（1月24日）

東日本大震災2011年



北伊豆地震1930年



熊本地震2016年



欧米



イタリアの簡易ベッド



アメリカの簡易ベッド

日本



熊本益城町、土間に寝ている



益城町、床に雑魚寝

感染症法と災害救助法

令和2年7月豪雨 人吉スポーツパレス（熊本県人吉市）



西日本新聞7月4日(中村太郎撮影)

西日本新聞7月10日(水谷嘉浩提供)



災害救助法の工夫ができるか？→ 新型コロナ対策地方創生臨時交付金

■コロナ臨時交付金 全自治体に 政府 1次補正分の配分決定

政府は8日、新型コロナウイルス対策として2020年度第1次補正予算に計上した**1兆円の地方創生臨時交付金**のうち、5455億円を1392自治体に配分すると決めた。22日に配る。既に今月3日に1541億円を396自治体へ先行配分しており、今回の決定で全ての都道府県と市区町村が配分対象となった。

配分額は先行分と合わせて**約7千億円**で、全て自治体の単独事業に充ててもらおう。**1兆円のうち残る約3千億円は国の補助事業の地方負担分に充てる**ことにしており、具体的な配分額は年内に決める。

今回の1392自治体の内訳は、38都道府県と1354市区町村。都道府県分は計2723億円で、北海道の186億円や大阪の183億円などが多かった。市区町村分は計2732億円。

使い道は、地域経済再生に向けた取り組みや医療体制の整備、休業要請に伴う協力金などに充てることができる。

政府は地方創生臨時交付金として**第1次補正で1兆円、第2次補正で2兆円**を計上した。交付金を受けるには、**コロナ対策の事業実施計画を国に提出する必要がある**。第2次補正の2兆円分については9月末まで計画提出を受け付けている。

(2020.07.08共同通信より引用)

18.自主的な隔離措置応援事業

社会生活を維持するために必要な事業に従事する者で、同居する家族にウイルスを感染させる恐れがある人等について、地方公共団体が、地域の実情に応じて、自主的な隔離施設として宿泊施設等を借り上げて提供し、又は宿泊費を助成するのに必要な経費に充当。



実施時
対応段階

補助対象
事業

■個人 □事業・団体 □施設・地域
社会生活に必要な事業従事者

【目的】 宿泊施設等を活用し、安心できる居場所を提供したい

【主な関連】 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

38.必需物品供給事業

他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、妊婦や子ども、社会福祉施設や、食品販売店、運送業者等の社会生活維持のために欠かせない活動主体に対して、地方公共団体がマスク、消毒液等を確保した際に配布する経費に充当。



実施時
対応段階

補助対象
事業

■個人 ■事業・団体 □施設・地域
社会生活に必要な事業従事者/介護事業、
交通事業、物流事業 ほか

【目的】 マスクなどの必需品や必要な情報を届けたい

【主な関連】 内閣府地方創生推進室

災害救助法のスピリッツ



GHQ

憲法

スフィア
基準

災害救助法



災害救助法のスピリッツ

憲法

- ・ 命／尊厳／健康で文化的な最低限度の生活

GHQ

- ・ 1947.1.17に災害対応の協議会がスタート

スフィア

- ・ 根幹の2つの信念&人道憲章の3つの権利

スフィア基準の 2つの信念&3つの権利

●根幹にある2つの信念

- ①「災害や紛争の影響を受ける人々は、尊厳をもって人生を送る権利があり、従って援助を受ける権利がある」
- ②「災害や紛争から生じる苦痛を和らげるために、実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」

●人道憲章の柱となる3つの権利

- ①尊厳ある生活への権利
- ②人道援助を受ける権利
- ③保護と安全への権利



<憲法前文「**平和的生存権**」>

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく**恐怖と欠乏**から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

<「戦争」の文字がない！>

個人の「日常の平和」を確保する 平和的生存権の実現



『へいわってどんなこと』（浜田桂子著）より引用

レジリエンス！

貧困がない（おなかがすいたらたべられる）

表現の自由（嫌なことは嫌と意見がいえ）

学習権（ともだちといっしょに勉強できる）

自由（おもいっきり遊べる）

そして結論は

自己肯定（うまれてよかった）

人と人がつながりあうこと
（きみとぼくが友だちになれること）

日本国憲法 「法の支配」こそ闘いの要



本日(9/17)発売！
「はしがき」より

「基本的人権と人間の尊厳及び価値」を基礎に据え
「対話」を通じて平和的強制・共存をねばり強く求め続ける中にしか道はない。

佐藤先生は、『アメリカ最高裁判所』(U S Aの最高裁裁判官著)の序章から、「カミュが語るような不幸な日(決して死滅しないペスト菌が再生し、人間社会を襲う日)の到来を防ぐべく、日々、用いることが求められる武器」は「人間性を持った、民主的で、正義の社会をつくるための私たちの闘いの要」を引用している。

災害救助法と感染症法に共通する基底



★あらためて法秩序の基本に立ち戻れば活路が見出せる★

感染症法と個人情報保護

前文：感染症の患者等に対するいわれの無い差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要・・・感染症の患者等の人権を尊重しつつ・・・



個人
の尊重

16条第1項：厚生労働大臣及び都道府県知事は・・・収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。



公共の
福祉

16条第2項：前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。



人権

地方自治体の役割

出典：左は朝日新聞R2.8.21記事
右は明石市の広報誌「広報あかし」9月1日号

コロナ感染者らへの人権侵害禁止 条例制定の動き広がる

会員記事 新型コロナウイルス
池田敏行、古源盛一、松沢拓樹、軽部理人 2020年8月21日 8時00分



新型コロナウイルス感染者らの人権保護に関する
条例制定をめざす栃木県那須塩原市役所=2020年8
月20日午後4時51分

茨城県も9月議会に条例案を提出。県内の飲食店、商業施設やその利用者に、感染者が出た場合に注意喚起する県独自システムの登録を義務づけるのが柱だが、「不当な差別的取り扱いの禁止」の条項も設け、県や事業者、県民に差別解消の取り組みを求める。

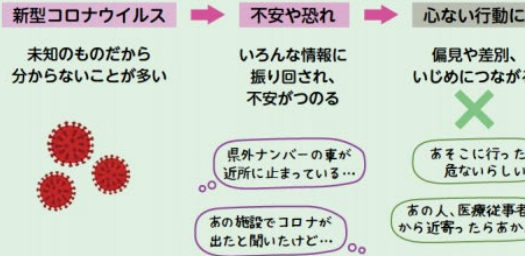
東京都や岐阜県は今春以降に制定した条例で、患者や家族、医療従事者らに対する差別を禁じる条項を盛り込んだ。医療従事者の家族が、保育園などの利用で差別的な扱いを受けるなどの事例が実際にあったことが背景にあるという。

感染症と差別をめぐるっては、感染症予防法が、ハンセン病、エイズの患者らにいわれるような差別や偏見があったことを「重く受け止め、教訓として今後を生かすことが必要」とうたい、国や自治体、国民の責務として、患者らの人権尊重を定めている。(池田敏行、古源盛一、松沢拓樹、軽部理人)

冷静な判断と周囲への思いやりを大切に

不安や恐れがあると…

不安や恐れから、感染者やその周りの人たち、医療従事者やその家族に対する偏見や差別、いじめにつながる場合があります。



感染した人や病気に関わって働いている人に対して、さまざまな場面での心ない言動が広がっています。こんなときだからこそ周囲への思いやりを大切にしましょう。



デマやうわさに惑わされないで

うわさ話やインターネット、SNS などには正確な情報が混ざっています。デマやうわさに惑わされず、冷静な判断と周囲への思いやりをもって行動しましょう。

不安になったらこちらに相談してください

総合相談ダイヤル
TEL 918-5090 FAX 918-5140
平日/午前9時～午後5時

明石市役所
〒673-0606 兵庫県明石市中橋1丁目5番1号
☎912-1111

市政へのご意見・ご要望は…
【市民相談室】☎918-5050 ☎918-5102
受付時間 8:55～17:40
(土曜、日曜、休日と年末年始を除く)

【消防局】☎921-0119 ☎927-0119
【消防団】☎921-0119 ☎927-0119
【消防団】☎921-0119 ☎927-0119
【あかしユニバーサル福祉センター(後日)】☎918-5664

市は、今後の新型コロナウイルスの影響の長期化を見据え、「感染から市民を守る」まちづくりを進めていきます。
お問い合わせ/感染対策局 (TEL 918-5673 FAX 918-5441)

市での取り組み
感染対策 生活支援 相談窓口

各自の予防策
・マスク着用
・3密回避 など

「感染から市民を守る」を進めます！
まちづくり

行政としての責任をしっかりと果たしていきます
市内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから5か月が経ちました。第2波と見える状況の中、先の見えない不安な日々を過ごしている人も多く、感染症の影響は収束の気配を見せず、長期にわたる対応を強いられる可能性が高くなってきました。

8/27

地方自治体の役割

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のための クラスター対策等に関する条例

新型コロナウイルスは、クラスターの形成により感染が拡大します
県民一丸となって感染拡大防止策を行っていきましょう

新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同 行動宣言

全国初の取組

鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取地方法務局は、お互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進めます。

令和2年9月10日

鳥取県知事	平井 伸治
鳥取県弁護士会会長	野口 浩一
鳥取県警察本部長	津田 隆好
鳥取地方法務局長	庄司 健人

地方自治体の役割

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例(抜粋)

(県民等一丸となった新型コロナウイルス感染症への対応)

第10条 県民、事業者、県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症の患者（患者であった者を含む。以下同じ。）及びその家族並びに医療機関に勤務する者をはじめとする新型コロナウイルス感染症の治療、対応等に携わる者を応援するなど、相互に連携を図りながら協力し、一丸となって新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図るものとする。

- 2 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 3 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族のプライバシーを侵害してはならない。
- 4 県は、第2項に規定する誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動若しくは不当な差別的取扱い又は前項に規定するプライバシーの侵害（以下この項において「誹謗中傷等」という。）が行われないようにするため、予算の範囲内で、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び誹謗中傷等を被った者に対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。



・ 政府や行政だけで対応できるわけではない（ただし責務は明確に）



・ 司法や専門家だけで解決できるわけではない（ただし役割は明確に）



・ もちろん自分だけで何とかできるわけではない（ただし主体性は明確に）



・ 「公助・共助・自助」における『共助』の可能性を考える（共助を支援する）

市民目線の
「現場」

コロナ禍と市民活動

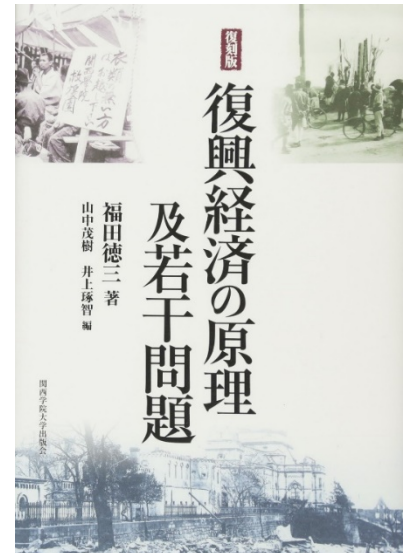
災害復興の主角は

「被災者」

被災者が主体となって
声をあげていくことが重要
そのための環境を整える支援を



復興事業の第一は、
人間の復興でなければならぬ
(福田徳三)



市民の市民による市民のための活動

イタリアにおけるボランティア活動

(以下、日赤HPより引用)

イタリア赤のCOVID-19への対応で重要な役割を担っているのがボランティアです。これまでに**4万4000人**以上のボランティアがCOVID-19関連の支援事業に参加し、空港での検疫、ホームレスや貧しい人々の健康調査、非常事態宣言下での支援物資の配布、電話でのこころのケアや多言語での情報提供支援などを行ってきました。

IT系企業で働く22歳のボランティア、ルドヴィカさんもその1人。彼女はイタリア赤の施設で受付を担当し、陽性患者と最初に対面する業務を務めています。…時には陽性で隔離中の夫に会わせてほしいという80歳の女性からの悲痛な声に耳を傾けることも。…



© Michele Squillanti / Italian Red Cross
感染ピーク時にホームレスの健康調査を行うイタリア赤十字社ボランティア看護師



日本赤十字社HPより

http://www.jrc.or.jp/publication/news/200721_006292.html

市民の市民による市民のための活動

イギリス、新型コロナウイルスの医療ボランティアに17万人超の応募

2020年3月25日（水）19時30分



新型コロナウイルス感染拡大が深刻な英国で、政府が24日に25万人の医療支援ボランティアを募集したところ、17万人を超える応募があった。写真は3月25日、ロンドンで撮影（2020年 ロイター/Hannah Mckay）

Newsweek日本版より引用

<https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/03/17-20.php>

イギリスにおける活動

英、医療ボランティア67万人
外出禁止の中、応募殺到—新型コロナ

…ボランティアは健康な18歳以上が対象で、高齢者や持病のある人のために食料や必需品の買い出しに行ったり、退院患者を車で自宅に送り届けたりするのが任務。隔離中で孤独を感じている人に電話で話し相手になる役目もある。24日にハンコック保健・社会福祉相が会見で呼び掛けたところ、予想を上回るスピードで志願者が集まった。…

（時事通信2020.3.28より）

市民の市民による市民のための活動



1人暮らしの高齢者への食事提供の準備をするボランティア＝中国・湖北省で3月中旬撮影（備災センター提供）



救援物資を運搬するボランティアたち＝中国・湖北省内で3月中旬撮影（備災センター提供）



で、活動を止められることはなかったという。

救援要請をした高齢者や障害者の中には、介助する家族や隣人が感染して不在になり、バスの運行も止まって自宅に置き去りになる深刻なケースもあった。持病がある60代男性が孤独死しているのを訪問したソーシャルワーカーが発見したこともあり、張さんは「通院できずに体調が悪化したのではないか。同様のケースはもっとあったはずだ」と推測する。

その後、感染対策の徹底が奏功し、3月に入り武漢市周辺は感染確認が大幅に減少。湖北省は4月に同市の封鎖を解除すると発表し、一部緩和が始まっている。

一方、感染拡大期にあった2月、「備災センター」を支援する募金活動を神戸市の災害NGO「CODE海外災害援助市民センター」が実施しており、今後も日中のNGOで連携し、相互に支援をしていく。CODEの吉橋雅道事務局長は「中国の都市封鎖の手法は極端かもしれないが、ギリギリの日常生活を送る人が苦境に陥るのは日本も同じ」と強調。張さんは「武漢での経験や教訓を共有したい」と語った。【井上元宏】

武漢におけるボランティア活動



2月28日、武漢大学の部之紅教授が動員したソーシャルワーカーのボランティアチーム。（武漢＝新華社通信）

◆「娘にかっこいい姿見せたい」患者の心理ケア



武漢市の収容病院で2月20日、入院患者の心理ケアをする毛平さん。（右）＝毛平さん提供

市民の市民による市民のための活動

スラム街、守る誇り ブラジル、住民組織がコロナ対策

毎日新聞 2020年8月8日 東京夕刊



住民組織と契約し、診察・治療にあたる医師のヒカルド・ピエイラさん（42）。約



住民組織のメンバーから食事を受け取る住



住民組織がコロナ禍で設けた「総合生活相談窓口」で働くマリア・ダス・グラッサス



「特に弱い立場にいるコミュニティーを支援したい」。新型コロナ患者らの救急搬送にボランティアで携わるサムエル・ガブリエルさん（51）＝右。搬送チームはのべ

ブラジルのスラムでの 住民組織活動

パライソポリス地区は死者数が平均以下
医療相談ポスト60カ所・最大500人の隔離宿泊



住民に配布する食事を調理するマルセラ・ヒベイロさん（37）は「心を込めて作った弁当で笑顔になってほしい。栄養のある食べ物を食べないと、病気にも勝てない」と話す＝4月20日

出典：毎日新聞R2.8記事
<https://mainichi.jp/articles/20200808/dde/012/030/015000c>

日本の 市民の市民による市民のための活動

新型コロナの中でのボランティア・市民活動 参考事例集

いま、できる活動って？

新型コロナウイルスの感染防止をしながらでも、やれることはあるよね！

ということで、様々な工夫・アイデアを凝らして活動が続いている団体がたくさんあります。

さて、いったい、どんな工夫やアイデアがあるのでしょうか。

都内のボランティア・NPO団体にヒアリングをして、参考になる事例を集めてみました。

皆さんも、ぜひ、取り組んでみてはいかがでしょうか。

(取り組み事例はこの後も順次、追加していく予定です)



ヒント1 電話やメールでの状況確認

実践事例

[孤立・孤独が心配な方へ電話で声かけ](#) ほっとサロン・かふえカサムシカ（国立市）
[つながりを確かめ合うための電話を全員に](#) 若年性認知症家族会・彩星（ほし）の会

ヒント2 様々なツールで、つながりを保つ

実践事例

[デジタルでの新しい集い・onLINEカフェの開催](#) NPO法人UPTREE（小金井市）
[Zoomに挑戦・ブログで情報発信](#) キラリっ子ファミリーカフェ（立川市）
[楽しいアイデアをたずねる手紙](#) せたがや子ども食堂・みっと（世田谷区）
[電話相談と利用者用マスクの製作](#) おもちや図書館（荒川区）

出典：東京ボランティア・市民活動センターHP

ヒント3 様々な手段で情報発信

実践事例

[親がリフレッシュできる話題をブログで発信、通信を郵送に変更](#) NPO法人子育て家にもできるフシギ?&オドロキ!の実験工作!動画などをWEB配信 いけ (板橋区)

[持ち帰りできる地域のお店の情報をみんなで投稿・共有できる](#) #国分寺テイク自宅でもできる体操紹介と布マスクづくりの呼びかけ 東村山ボランティアセンター

ヒント4 感染予防に配慮して居場所を開催

実践事例

[対象を少人数に限定して「お昼ごはん食堂」を開催](#) NPO法人らいおんはーと

ヒント5 ユニークな取組み

実践事例

[休業を余儀なくされた事業者と外出しづらい人を結ぶ地域密着型配達サービス](#)
["ご近所力"を生かしたクラウドファンディング](#) カツメシ未来チケット実行委員
[新たなボランティアの創出と、団体の資源を柔軟に生かす](#) NPO法人みらくる
[DVDの制作・配布 ～"高齢者施設"と"オンライン"の壁～](#) NPO法人プラチナキ

ヒント6 スタッフやボランティアへの配慮

実践事例

[相談員メンバー全員の気持ちやアイデアをメールでやりとり](#) 東京YWCAシニ

ひょうご
みんなで支え合い基金
～コロナから始まる共助社会～



こんなことも
やっています

日本の災害ボランティアの前史



関東大震災の炊き出し隊
(両国「復興記念館」)

- 地域の「助け合い」
- 帝大学生救護団による「東京罹災者情報局」の消息DB
- 他府県からの応援
- 会社、民間団体等の組織
(救援物資、炊き出し、遺体収容、道路清掃、医療活動等)



これらが報道されず記録もされないのは、東京市の不手際・軍の判断ミスを隠すためではないかとも言われている。

日本の災害ボランティアの前史

…ほとんどの場合…自分たちで判断していた。…震災時には多くのボランティアが活躍したのである。…早い時期からの医療や救護の一定の展開も彼らの活動に支えられていた。しかしボランティア的な活動は多くが、のちに自警団活動に収斂して行ったがゆえに、…自主的な動きそのものとしては高く評価されにくかった。自主的なだけに…事態を混乱させがちであったという反省は、官憲の統制を受けた活動が好ましいとの教訓を残した。また、…配給品の運搬や配給活動は、区から割り当てられた物資を運ぶというまさに統制の下で働くことで初めて機能する活動であった。

それゆえに、震災時のボランティアの活躍にもかかわらず、結果としては諸団体への指導の強化や行政の下請けの性格が強い町内会が生み出されたのである。

出典 鈴木淳『関東大震災 消防・医療・ボランティアから検証する』（講談社学術文庫）



自警団等による負の歴史

国民徴用令、学徒動員、隣組…

日本の災害の負の歴史

資料 関東大震災人権救済申立事件調査報告書 日弁連

日弁連総第39号
2003年8月25日

内閣総理大臣
小泉 純一郎 殿

日本弁護士連合会
会長 本林 徹

勸告書

当連合会では、申立人文成仙（ムンムソン）による関東大震災時における虐殺事件に関する人権救済申立事件について調査した結果、下記のとおり勸告します。

記

第1 勸告の趣旨

- 1、国は関東大震災直後の朝鮮人、中国人に対する虐殺事件に関し、軍隊による虐殺の被害者、遺族、および虚偽事実の伝達など国の行為に誘発された自警団による虐殺の被害者、遺族に対し、その責任を認めて謝罪すべきである。
- 2、国は、朝鮮人、中国人に対する人権侵害の経緯と真相を調査し、その原因を明らかにすべきである。

第2 勸告の理由

別添調査報告書記載のとおりである。

以上

国の行為に誘発された自警団

「関東大震災における朝鮮人虐殺の、相当な部分は**民間人によるもの**であった。」
本庄警察署事件（浦和地方裁判所判決1923年11月26日）他多数の判例を引用

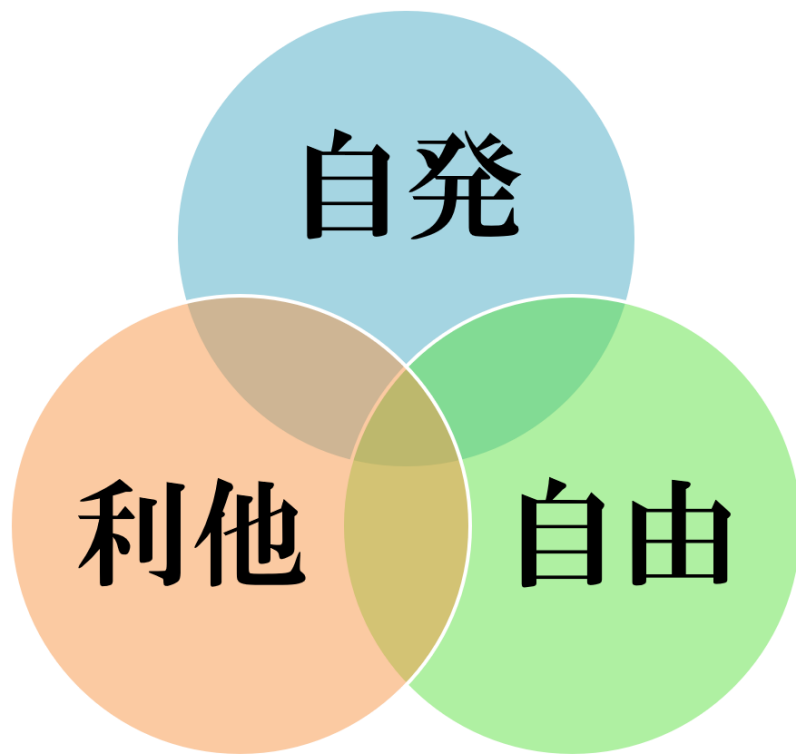
「自警団の組織は必ずしも一様でなく、おおむね各区、町村の青年団、在郷軍人、消防団等を中心とし、これに町会、夜警、親睦会を加えたもので組織された」

「**当初においては各自の生命、財産、自由の防衛及び相互扶助並びに罹災者の救護**にあったが、**流言**が一度出るともっぱら鮮人の来襲に備えるのをもって最大の目的としたようである」（警視庁資料）

「**予測できない大きな事件や災害が起きたとき、今の日本でも流言飛語などの影響で在日外国人に不当な民族差別と嫌悪感、排斥的感情を引き起こす可能性**があることを自戒すべきである。」

災害ボランティアのあゆみ

ボランティアの本質



阪神大震災の芽生え
（「何でもあり！」）



ボランティア迷惑論
（行儀良さの重視）



ボラセン/ボラ自粛
（官製ボラ移行？）



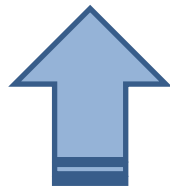
自粛警察・マスク警察
（本質の忘却？）

ボランティアの「アドボカシー」（要求型民主主義から提案型民主主義へ）

コロナ禍で問われているのは民主主義

市民の市民による市民のための活動の展開

- ・今こそ立憲民主主義社会の基盤を強化する



法律と行政のみで制御しようとすることの限界

善意を安易に利用しようとする発想の無法性

市民の自発的活動に期待も尊重もしない未熟な社会

「お願いベース」の行政指導型の公共政策。国民の同調圧力で実現し責任を回避

真っ先に駆け付け、いつまでも寄り添う 在野(民間)利他的士業。それが「弁護士」



つながる「媒体」 自立を促す「触媒」



複合災害下の学生ボランティアに支援を！ (9月30日まで・めざすは賛同1万人)

<https://camp-fire.jp/projects/view/316571>



7月に発生した豪雨災害では、新型コロナの関係で県外ボランティアによる支援が困難となり、被災地での家屋の後片づけや災害廃棄物の処理が著しく遅れています。その中で、県内の大学生や高校生が、必死に支援活動を行ってくれています。その若者たちの活動を、経済的に支援するために、皆さんのお力をお貸しください。



MUROSAKI

京都府

初めてのプロジェクト



京都大学工学部建築学科卒業、京都大学助手、神戸大学教授、消防研究所理事長、関西学院大学教授などを経て、兵庫県立大学減災復興政策研究科教授

『学生災害ボランティア支援の会』代表・**室崎益輝さん**（兵庫県立大学減災復興政策研究科長）の呼び掛けに応えたい。学生たちの交通費や資材・感染予防の活動費に充てられます

法律の観点からは
どうしたらよいのか

差別対応と災害ケースマネジメント

差別を救済する「法」の手段

刑事

刑事告発

- ・ 名誉毀損、信用毀損、脅迫等



差別を救済する「法」の手段

民事

差別的行為の差止請求

- ・リアル世界における言動に対し仮処分・本訴（※違法判断）

SNS等の差別発言に対する発信者情報開示

- ・①アクセスログ保存の仮処分、②IPアドレス等の開示の仮処分（※手続きの手間・時間・費用）

SNS等の差別発言の削除請求

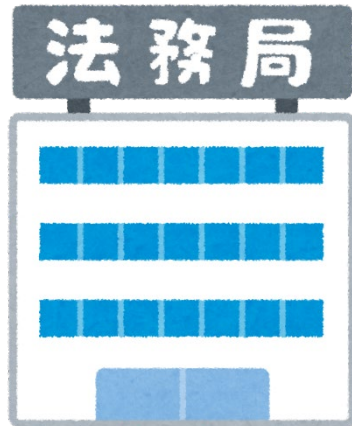
- ・削除権限のあるプロバイダに本訴（※対象の特定）

損害賠償請求

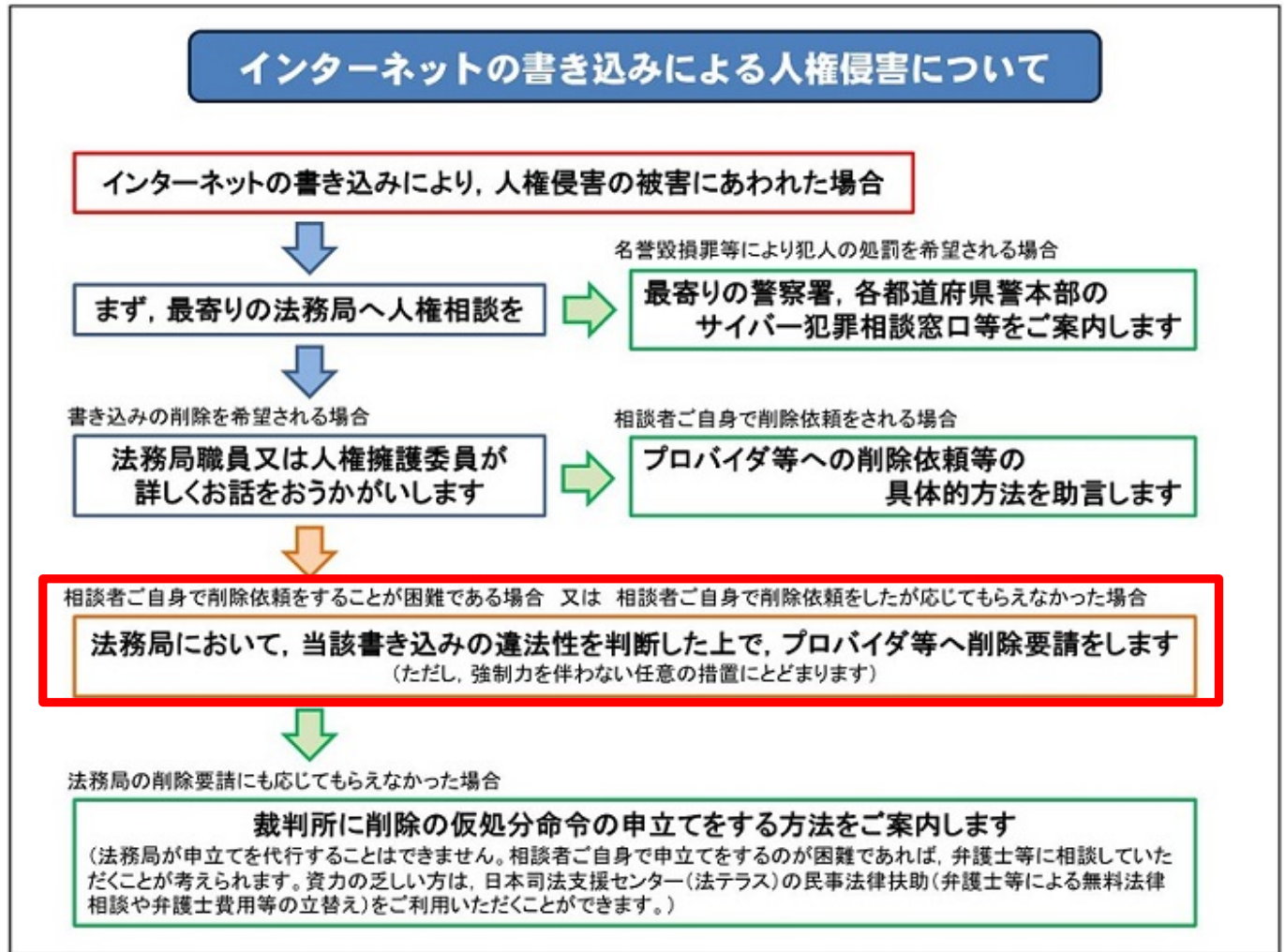
- ・損害の回復のための本訴（※真意と金銭請求とのギャップ）



差別を救済する「法」の手段

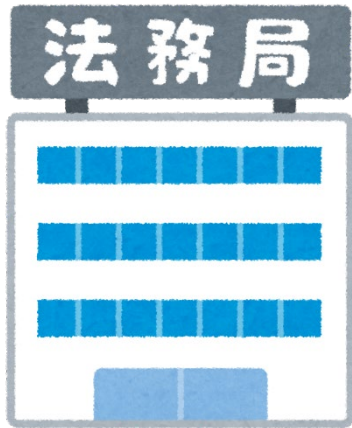


人権救済



法務省HPより引用

差別を救済する「法」の手段



削除要請

法務省権調第15号
平成31年3月8日

法務局人権擁護部長 殿
地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長
(公印省略)

インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について (依命通知)

今般、インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理についての考え方を下記のとおり整理するとともに、人権侵害性を認めるに至らない場合の取扱いを定めましたので、今後は、これに従って取り扱い願います。

1 「インター
における「

3 調査するも人権侵害性が認められないと判断した差別的言動の処理

そこで、人権侵害事件として立件・調査の結果、人権侵害性が認められない差別的言動であっても、その調査の過程において、当該差別的言動がヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認められたものについては、プロバイダ等に対し、その旨の情報提供を行い、約款に基づく削除等の対応の検討を促すことが望ましい。

コロナ差別
でも同様の
取扱いを！



差別を救済する「法」の手段

立法活動・社会運動

差別禁止法の制定を

- ・ 具体的な制裁・救済を
- ・ 人権差別撤廃条約(1995年加入)の周知を

各自治体で差別撤廃条例の制定を

プロバイダ責任法の改正を

感染症の差別解消のガイドラインを

災害も含め権利保護の危機管理庁を

災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりに
必要な支援を行うため、
被災者に寄り添い、

その個別の被災状況・生活状況などを把握し、
それに合わせて様々な支援策を組み合わせた

計画を立てて、
連携して、
支援するしくみ



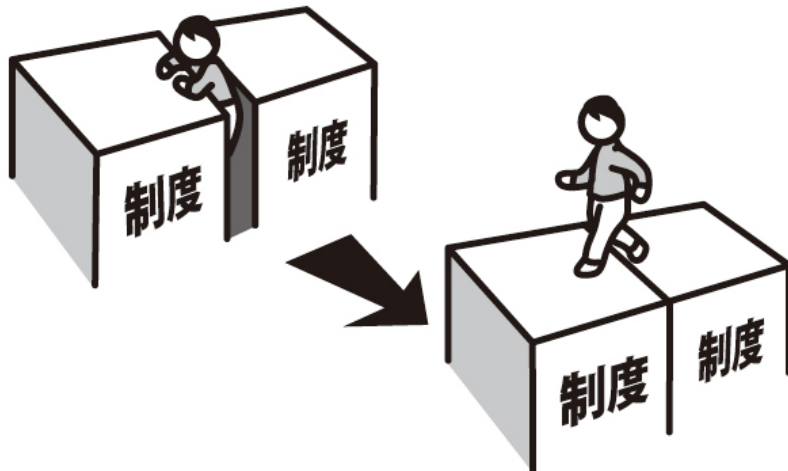
被災者が取り残されるわけ

災害制度の4つの弱点

- ① 制度がない
- ② 中身が悪い
- ③ 使い方が悪い
- ④ 無知

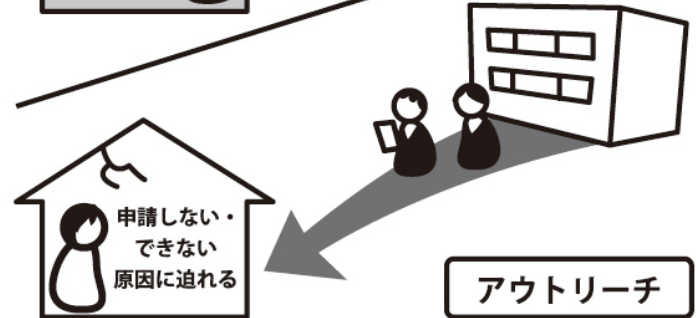
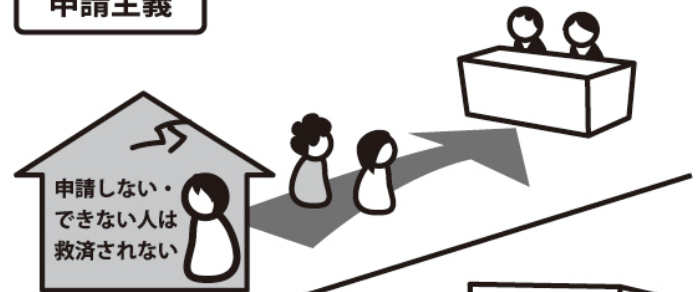


制度と制度にスキマがあると...



制度のスキマで救済されない被災者をなくす

申請主義



一人ひとりを救済する災害ケーマネ



被災者台帳システム

～鳥取県中部地震からの復興～

生活復興支援に取り組んでいます

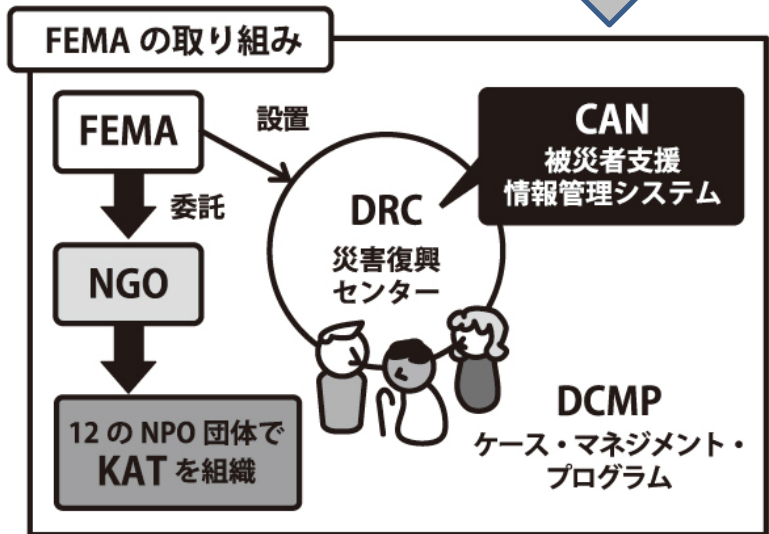
平成28年10月21日午後2時7分、鳥取県中部を震源とする地震により、県中地域を中心に多くの被害が生じました。

被災者、被災者家族等を中心に生活復興支援に取り組むため、被災者生活支援センターを創設し、被災者一人ひとりに寄り添った支援（災害ケースマネジメント）に取り組んでいます。

鳥取県中部を震源とする地震

鳥取県中部を震源とする地震は、中部地方を中心に、関東地方から九州地方にかけ、幅広く日本列島を揺らしました。

発生日時	平成28年10月21日(日) 14時07分	人的被害	犠牲者0人、軽傷者17人
震源	鳥取県中部 13.8度N 132.2度E、深さ13.3km	住家被害	全壊18棟、半壊112棟、一部倒壊15,578棟
マグニチュード	6.6 (暫定値)	公共土木施設被害	127箇所 (道路：70箇所、河川：2箇所、橋：25箇所、トンネル：1箇所)
震源の深さ	13km (暫定値)		



災害ケースマネジメントとは ～被災者一人ひとりに寄り添った支援～

災害によって被害を受けた被災者一人ひとりに寄り添い、生活全体における状況を把握し、それぞれの課題に応じた情報提供や人的支援など個別の支援を組み合わせて計画を実施する取組です。

この取組は、2005年にハリケーン「カトリーナ」で最大な被害を受けたアメリカの南東部で初めて制度化され、被災者支援のために実施されました。国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れました。

鳥取県版災害ケースマネジメント「生活復興支援」の導入

中部1府4町を中心に住家被害は約15,000棟に及び、古い住宅を中心に原状瓦（特に土葺きの瓦）のしやぶ下りが多く見られたほか、別荘のひび割れ、落下、崩れ被害が数層発生しました。これに対して、被災世帯の住宅再建及び修繕のための支援策を講じるなど、県や市町村の積極的な支援により、鳥取県中部地震発生から約1年で、ブルーシートが残る住家は約5%にまで減少しました。

しかし、取組後、常態化していても、住宅修繕に着手することができない世帯があり、その中には健康面、資金面での課題を抱えていたり、高齢者世帯で修繕に向かう気力を失っていたりしている方々などもおられました。

このような世帯へ対応するため、行政や民間団体などで構成する「生活復興支援チーム」を新設し、困りの解決策を具体的に提案することで被災者の生活復興を後押ししていく鳥取県版災害ケースマネジメント「生活復興支援」に取り組むこととなりました。

また、今後再び大きな災害が発生した際にも同じ考え方で支援に取り組みため、平成30年4月に、この被災者の生活復興支援体制を全国で初めて条例で規定し、恒久制度としました。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋）

（被災者の生活復興支援体制の整備）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

鳥取県版災害ケースマネジメントの流れ

訪問調査

個別訪問による実態調査を実施
県、市町、震災復興活動支援センター職員が、世帯を個別に訪問し確認を行う。

生活復興プランの検討

実態調査の結果に基づき関係機関が集まり生活復興プランを検討
各世帯の状況を把握し、個別に相談し、必要な支援の検討。各世帯の状況に合わせた生活復興プランを作成。

生活復興支援チームの派遣

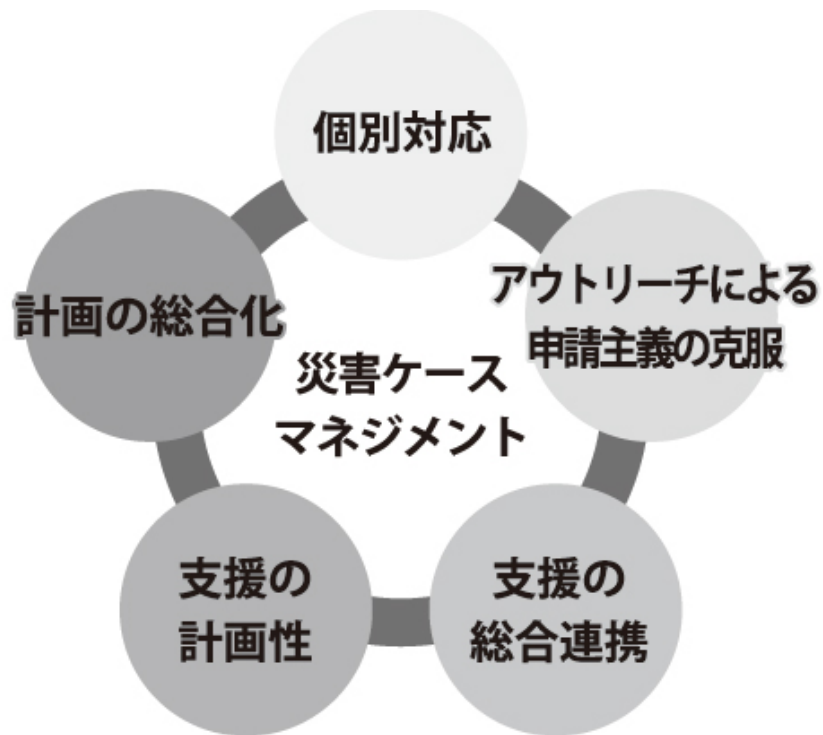
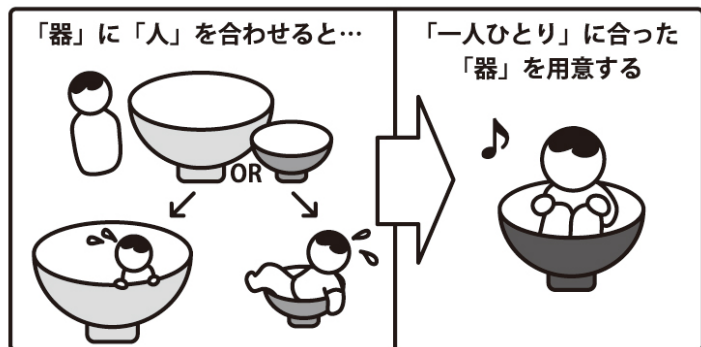
必要な支援に対して支援チームを派遣
生活復興プランに基づいて個別訪問、専門家による、専門家とのマッチング

生活復興支援チームの連携

生活復興支援チーム（支援センター）
仕事で連携ハローワーク等、福祉・社会、地域包括支援センター、健康・心のケアセンター、建設・土地・建設業、宅建協会、生活復興コーディネーター、ボランティア、法曹事務所等

『災害ケースマネジメント◎ガイドブック』（合同出版）&鳥取県HPより

一人ひとりを救済する災害ケーマネ



一人ひとりを救済する災害ケーマネ



5 「制度」ではなく「人」を中心に考える

6 想像力なくして防災は成立しない

7 情報リテラシーと情報弱者

8 人を救うために災害を学ぶ

12 最大の原因は申請主義

13 「寄り添い」と行政負担

15 世帯単位ではなく一人ひとりに

16 取り残される「なりわい」

18 ボランティアの合言葉「最後の一人まで」

19 医療・保健・福祉分野の連携、そして生活再建

26 国際的視点を大事にする

31 孤独死には生活再建こそ必要

43 被災ローン減免制度を活用する

44 個人情報保護の壁を乗り越える

51 災害ケースマネジメントの定義の5つのポイント

一人ひとりを救済する災害ケーマネ

53 福祉制度の徹底活用

54 目的を見誤ってはならない

56 入り口となる
アウトリーチの重要性

57 支援ニーズに迫るアセスメント

58 カンファレンス/ケース会議

62 自立を支える
コーチングの発想を

30講

63 専門家とは共に考える人

69 鳥取県が参考にしたFEMAの災害ケーマネジメント

77 災害対策基本法に基づく「被災者台帳」

82 新しい民主主義社会の主人公は被災者

83 相談すること、声を出すこと、声を聴くこと

86 法律リテラシーを学ぶ

88 公平と公正の違い

89 緊急事態条項にだまされてはいけない

90 憲法を大事にすることこそ決め手



改めて3つの基本的視点を確認する

「災害」の知恵をコロナ禍に生かす

『差別』と闘う「法」の実態を知り
法の垣根を越えた「知」を備える

一人ひとりを大事にする（全て共通）